

## 21 真の地方分権の推進について

### 【提案・要望事項】

「地方の元気なくして国の元気はない」との考え方に立って、地方が自らの判断と責任で行政運営を行う個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、より一層の地方分権を推進すること。

また、地方は徹底した行財政改革に率先して取り組んできていることを踏まえ、地方が中長期的に自立的かつ持続可能な行財政運営ができるよう、地方財政措置を充実すること。

- ① 国と地方の役割分担を大胆に見直し、国は国際社会における国家としての存立に関わる事務、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を果たすべき役割に専念し、その他の事務・事業は地方に権限と財源を一体的に移譲すること。
- ② 第13次一括法成立後は、事務・権限の移譲等までの具体的なスケジュールを地方に直ちに示したうえで、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、円滑な事務・権限の移譲に必要なかつ十分な財源措置、研修の実施及びマニュアル整備等を地方の意見を十分に反映して検討し、地方の事務執行に支障を来さないよう早期に決定・実施すること。
- ③ 地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制の廃止や大幅な緩和を図ること。特に、これまでの地方分権改革のなかで一定の進捗が図られた「義務付け・枠付けの見直し」については、引き続き、従うべき基準や計画策定義務のあり方、同意・協議等の関与のあり方等について検討を行い、より一層の規制緩和を推進すること。
- ④ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において今後「検討を行う」とされた事項については、検討状況を政府全体として随時適切にフォローアップし、その結果については地方に速やかに情報提供すること。また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、今後、検討を加えたうえで再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ⑤ これらの見直しに当たっては、法定された「国と地方との協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、必要な分科会の設置及びその活用を含め、企画・立案の段階から地方と真摯に協議を重ねること。

## 【現状・課題】

- 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、事務・権限の移譲が進むなかで、本県では、徹底した行財政改革を断行するとともに、自主的な市町合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。
- 今後、地方が自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、事務・権限の移譲や税財政面での改革、補助金等による国の関与の廃止・縮減を進め、真の地方分権社会の実現に向けた改革を推進する必要があります。
- 第13次一括法成立後は、国から地方へ移譲される権限・事務等について、住民サービスに支障が生じることがないように国と地方の間での円滑な引継ぎが行われることが重要です。
- さらに、これまでの地方分権改革において、義務付け・枠付けの見直し等が図られましたが、個性を生かし自立した地方をつくるため、国においては不断の見直しを継続する必要があります。
- そのためには、地方の多様性を重んじた取組を推進することが重要であり、地方から制度改革に関する提案を求める「提案募集方式」や、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる「手上げ方式」を有効に機能させることが必要です。
- これらの見直しに当たっては、地方分権に関する政策決定においても制度設計の段階から地方の意見が適切に反映されるよう、実効性のある運営を行う必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方分権改革推進室）、総務省（自治行政局）

【県関係課】 政策課

## 22 南海トラフ地震や風水害等の大規模災害対策について

### (1) 防災・減災対策にかかる財政支援等の充実・強化

#### 【提案・要望事項】

南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、東日本大震災や平成 28 年熊本地震に加え、その後も全国各地で大きな地震が頻発しており、これらの教訓を踏まえたハード・ソフト両面の対策も課題となっており、県では、国が決定した「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を活用しながら、防災・減災対策に全力で取り組んでいるところであるが、国においては、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保すること。

また、南海トラフ地震臨時情報の内容を国民が正しく理解するための啓発や、臨時情報発表時の事前避難に要する経費に対する財政支援を行うこと。

さらには、災害時における死者・安否不明者の氏名等公表について、安否不明者の個人情報については、一定の整理がなされたが、南海トラフ地震など大規模災害が発生した際に、自治体によって取り扱いが異なることにより混乱が生じることがないように、死者の個人情報の取り扱いについても、早急に整理すること。

#### 【現状・課題】

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%と高まるなか、本県は、中央防災会議の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、重点受援県（10県）の一つとなっております。
- このため、本県では、国の防災・減災対策や本県の実情を踏まえながら、適宜、地域防災計画の見直しを行っているほか、「香川県国土強靱化地域計画」や「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めております。
- 一方で、近年、全国的に、比較的規模が大きい地震が続発しており、これらの教訓も踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、河川・海岸堤防の整備、ため池や県有施設の耐震化のほか、自主防災組織や消防団の充実・強化、災害時の情報伝達、さらには住宅の耐震化や家具の転倒防止対策を促進させるための県民の防災意識の向上など、ハード・ソフト両面からの対策を着実に進めていく必要があります。加えて、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症対策も重要となってきており、災害時の避難所における間仕切りや消毒液等の資器材の事前準備など、これまで以上に衛生面に配慮した対応が必要です。

- こうした対策を進めるためには、多額の事業費が見込まれることから、国において、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保することが必要です。
  
- また、本県では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県及び市町がとるべき防災対応の方針を定め、地域防災計画にも盛り込んでおりますが、住民への周知に当たっては、まずは、国においても、住民が臨時情報の意味を正しく理解できるよう広報・啓発を進めることが必要であり、加えて、臨時情報が発表されれば、避難所を開設し、避難者を受け入れる市町に、大きな費用負担が発生することから、国による財政的支援も必要です。
  
- さらには、災害時の死者・安否不明者の氏名等の公表について、安否不明者については、令和5年3月、国が「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定しておりますが、死者については整理がなされておらず、加えて、地方公共団体にも適用となった改正個人情報保護法では、死者に関する情報は保護の対象に含まれていないことから整理がなされておらず、広範囲で甚大な人的被害が想定される南海トラフ地震など大規模災害発生時に、自治体によって取り扱いが異なることにより混乱が生じることがないように、国において、早急に整理することが必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、総務省（消防庁国民保護・防災部）  
厚生労働省（健康局）

【県関係課】 危機管理課

## (2) 地震・津波観測監視体制の充実・強化

### 【提案・要望事項】

高知県沖から日向灘海域へ至る南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）を早期完成させるとともに、観測データを防災・減災対策に有効活用するため、国において最新の知見を用いたリアルタイムの津波の解析情報を配信すること。

### 【現状・課題】

- 南海トラフ巨大地震による国の被害想定では、本県の最大震度は7、最大津波高は5m、最悪の場合、死者数が約3,500人、負傷者数が約23,000人、建物全壊及び焼失が約55,000棟と推計されております。
- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%と高まるなか、本県では、地震・津波による被害を軽減させるため、ハード・ソフト両面から様々な取組を進めておりますが、住民が迅速かつ確実に避難するためには、気象庁が発表している地震・津波に関する情報について、津波高や津波到達時間等の予測精度を向上させるとともに、観測で得られたデータについて、地方公共団体と情報の共有化を図ることが必要です。
- こうしたなかで、観測網の空白地帯である高知県沖から日向灘海域へ至る南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）を早期完成させるとともに、既に整備されている地震・津波観測監視システム（DONET）及びN-netから得られる観測データを防災・減災対策に有効活用するため、国において最新の知見を用いたリアルタイムの津波の解析情報を配信することが必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、文部科学省（研究開発局）

【県関係課】 危機管理課

### (3) ヘリテレ映像受信地上設備の整備

#### 【提案・要望事項】

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、発災時において俯瞰的に現状を確認でき、迅速、的確な救助活動等を行ううえで不可欠なヘリコプターからの映像をより一層活用できるようにするため、映像受信の不感地帯を解消する施策として、ヘリコプターテレビシステム映像を受信する地上設備を新たに整備すること。

#### 【現状・課題】

- 発災時における救出・救助活動を迅速に行うためには、視覚的に家屋の倒壊や道路の損壊等の正確な被災状況を把握することが最も重要であり、香川県警察ヘリコプターテレビシステムによる映像（以下「ヘリテレ映像」という。）を活用した上空からの情報収集が必要不可欠です。  
ヘリテレ映像は、国の災害対策本部に送信されるとともに、本県の災害対策本部にも送信されており、各種災害対策に有効活用されています。
- 香川県警察のヘリテレ映像の受信設備（以下「地上設備」という。）は、平成22年12月、本県西部にデジタル地上設備が整備され、本県西部から愛媛県東部をカバーしているものの、南海トラフ地震等による津波で大きな被害が予想される島しょ部及び本県東部をカバーする地上設備は、老朽化（平成12年整備）のうえ、低標高地点（香川県庁本館屋上、地上約110m）に設置されています。そのため、香川県庁本館屋上施設は、不感地帯の範囲が広く、度々映像が中断するとともに、アナログ方式のため不鮮明な映像となっており、デジタル方式である機上設備の機能を生かせていません。実際に、平成25年4月13日の淡路島地震では、本県内最大震度（震度5弱）であった本県東部（東かがわ市及び小豆島）の映像送信中、度重なる中断が発生し、情報収集活動等に支障が生じました。
- 本県内適地の無線中継所にデジタル方式のヘリテレ地上設備を整備することで、本県東部及び島しょ部の不感地帯を減少させることから、早急な整備が必要です。

【所管府省】 警察庁（警備局、長官官房）

【県関係課】 警察本部警備課

## 23 南海トラフ地震の被害想定見直しにかかる支援について

### 【提案・要望事項】

国においては、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、南海トラフ地震の被害想定の見直しを進めているが、見直しにかかる内容について、地方に対して適切に情報提供を行うとともに、国の被害想定の見直しを踏まえ、自治体が見直しを行う際には、技術的助言のほか、多額の事業費が見込まれることから、財政支援措置を講じること。

### 【現状・課題】

- 現在、国においては、平成26年3月にまとめた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」で定めた減災目標の期限が令和5年度末となっていることから、次の目標設定に向け、令和5年度中に、被害想定の見直しと、その対策を盛り込んだ基本計画の改定を行う方針であり、有識者による「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、地震による揺れや津波の推計に関する最新の知見、防災対策の進捗状況、課題などを踏まえた、新たな被害想定手法等の技術的な検討が進められています。
- こうしたことは、地方の防災対策にも関連するものであり、見直しに際しては、津波防災地域づくりに関する法律における「津波浸水想定の設定の手引き」（国土交通省策定）と整合性を図りつつ、見直し内容について、地方に対して適切に情報提供を行うとともに、国の被害想定の見直しを踏まえ、自治体が見直しを行う際には、技術的助言のほか、基礎調査、津波・地震動による被害想定調査、復旧にかかるシナリオの作成など、多額の事業費が見込まれることから、財政支援措置が必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、総務省（消防庁国民保護・防災部）

【県関係課】 危機管理課

## 24 消費者行政の積極的推進のための安定的な財源確保について

### 【提案・要望事項】

地方における消費者行政が推進されるよう、「地方消費者行政強化交付金」について、安定した財源を確保するとともに、地方の実情に即した柔軟な財政支援制度を創設すること。

### 【現状・課題】

- 本県の消費者行政を推進し、県民の安全安心を確保していくためには、消費生活相談窓口の機能強化をはじめ、幅広い年齢層を対象とした消費者教育の充実等の取組を一層強化していく必要があると考えております。
- しかしながら、消費者行政に積極的に取り組む地方公共団体を支援する目的で平成30年度に創設された国の「地方消費者行政強化交付金」は、①「地方消費者行政推進事業」（補助率 10/10）については、現在実施中の事業が終了すれば国の支援は終了するとされていることから、本県で取り組んでいる消費生活相談困難案件対策事業についても継続は困難な状況にあります。また、②「地方消費者行政強化事業」（補助率 1/2）については、事業費に占める自主財源の割合が一定水準未満の地方公共団体の補助率を 1/3 とするとされております。
- 本県を含む地方の財政は、今後、人口減少や高齢化等の進展により、一層厳しい状況となることを見込まれており、複雑化している消費者の相談支援ニーズに的確に対応し、県と市町が一丸となって消費者行政の推進、拡充を図っていくためには、国の支援制度の活用は欠かせないものとなっております。
- こうしたことから、国においては、地方公共団体が地域の実情に即した取組をより一層推進できるよう、「地方消費者行政強化交付金」について安定した財源を確保するとともに、柔軟な支援制度を創設することが必要です。

【所管府省】 消費者庁（地方協力課）

【県関係課】 暮らし安全安心課



## 25 過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保について

### 【提案・要望事項】

過疎地域の住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額を確保すること。

本県においては、近年、県内市町からの要望が増加していることから、地域の実情を踏まえた配分とすること。

### 【現状・課題】

- 過疎・辺地地域では、人口減少や高齢化が一段と進行しており、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面するなかにあつて、人口減少に歯止めをかけ、大都市から地方へ人を分散させるには、過疎・辺地地域が活力と魅力あふれる地域として維持されていくことが必要です。
- より一層の地方創生の推進や公共施設等の老朽化に対応し、集約化、複合化、長寿命化など公共施設等の適正管理の積極的な推進が求められるなか、本県の過疎・辺地地域においては、近年、統廃合に伴う学校等教育文化施設の整備などが集中し、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額が増加しています。
- さらに、合併市町においては、合併特例事業終了後も、引き続き、過疎化が進む周辺部の振興対策を住民から強く求められていることから、今後、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額は、より一層増加することが見込まれています。
- 加えて、景気の後退による税収の減少、社会問題となっている建築コストの高騰など地方の公共工事にとって厳しい情勢が続くことが予想され、市町は厳しい財政状況に追い込まれています。
- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の制定に伴い、一部過疎地域が増加するとともに、卒業団体についても6年間の経過措置が講じられることとされ、要望額の増加が見込まれます。

【所管府省】 総務省（自治財政局）

【県関係課】 自治振興課

## 26 女性の活躍推進について

### 【提案・要望事項】

- ① あらゆる分野における女性の活躍推進のため、地方自治体の主体的な取組を加速し、地域の実情に合わせた独自の施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。
- ② 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」については、設置主体を法律で位置づけ、運営の安定化及び質の向上を図るための財源を措置するとともに、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター等の安定的な運営を図ること。

### 【現状・課題】

- 本県の人口は、平成 11 年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、令和 4 年の人口は約 93 万人と、23 年連続の減少となっており、また、生産年齢人口も平成 27 年の約 55 万人が、令和 22 年には 42 万人程度まで減少すると予測されています。

このように、人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進むなかで、本県では、25 歳から 44 歳の女性就業率が全国平均よりも高く、その割合も上昇傾向にあるものの、女性雇用者における非正規雇用者の割合は男性雇用者における割合より高い状況にあるほか、管理的職業従事者や自治会長に占める女性の割合も低い水準に留まっているなど、働く場や地域における政策・方針決定過程において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、女性をはじめとする多様な人材の活用、多様な視点が必要であり、本県では、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう意識改革や環境づくりのための事業や、女性リーダーを養成する事業を積極的に推進しているところです。

地域において、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、独自の施策を継続的に展開するため、安定的な財源を確保する必要があります。

- 令和 5 年 3 月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定され、令和 2 年度から 4 年度までの「集中強化期間」の取組を継続・強化するため、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間で性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していくことが示されました。

本県では、平成 29 年 4 月 1 日から性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を開設し、性暴力についての専門的な研修を受けた女性の相談員が電話相談、面接相談に応

じるとともに、産婦人科医療の受診や警察への届出に対する付添支援を行うほか、臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士による法律相談を実施しています。

各都道府県の支援センターが効果的かつ継続的に運営されるためには、設置主体を法律で位置づけ、平成 29 年度に創設された「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を継続・拡充し、運営の安定化及び質の向上を図るために十分な財源を措置するとともに、全国同一水準の被害者支援が実施されるよう、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター及び SNS 相談の安定した運用が必要です。

【所管府省】 内閣府（男女共同参画局）

【県関係課】 男女参画・県民活動課、労働政策課、警察本部

## 27 地方の活力向上に資する地方移住の促進について

### 【提案・要望事項】

- 大都市圏に住む者に、地方への関心を高めてもらい、地方への移住が促進されるよう、大都市圏への過度な一極集中の是正に向けた地方移住促進キャンペーンを実施するなど、国における周知啓発を強化すること。
- 地方において、移住・定住状況を把握し、移住者の定着・定住につながる効率的・効果的な施策が実施できるよう、国において、移住・定住に関する全国的・定量的な調査等を実施し、地方に情報提供すること。
- 大都市圏から地方への移住促進の取組に対する継続した財政的支援と制度の弾力的な運用を行うこと。
- 地方において空き家の増加に歯止めがかからない状況を踏まえ、国において、周囲に悪影響を及ぼす空き家の発生を抑制する仕組みづくりや、移住者をはじめ広く空き家を利用してもらうための施策に対する財政支援の充実を図るなど、より一層の空き家対策を推進すること。

### 【現状・課題】

- 本県の人口は、平成11年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和4年の人口は約93万人と、23年連続で減少しており、自然減に加えて、社会動態における転出超過が続いています。特に大学進学者の8割以上が県外大学に進学するなど、15～29歳の若者の大都市圏への流出が拡大しており、人口の社会減の抑制や若者の県内定着が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症により、大都市圏への過度な集中のリスクが改めて認識され、地方移住への関心が高まるなかで、より一層、地方への人の流れが創出・拡大され、地方への移住が促進されるよう、国における周知啓発を強化し、集中的に行うことが重要です。
- これまで、各種の移住・定住施策に取り組み、移住者数は年々増加していますが、移住が必ずしも定住につながっていない状況もあります。移住後に定住し続けてもらうためには、移住・定住状況を把握し、課題を明確にしたうえで、効率的・効果的な施策を実施していく必要がありますが、自治体レベルの調査には限界があり、国において、全国的・定量的な調査等の実施と、地方への情報提供が重要と考えます。

- 本県の取組に対して、これまでもデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）の採択をいただいておりますが、引き続き、大都市圏から地方への移住促進の取組に対する財政的支援の充実と、支援にかかる要件の緩和、制度の弾力的な運用が必要です。
  
- 本県では、移住者の方に空き家を利用いただくことを目的とした「空き家バンク」の開設や空き家改修費補助などの取組を、県内市町と連携して行っていますが、空き家の増加に歯止めがかからない状況にあります。そうした地方の状況を踏まえ、国において、周囲に悪影響を及ぼす空き家の発生を抑制する仕組みづくりや、移住者をはじめ広く空き家を利用してもらうための施策に対する財政支援の充実を図るなど、より一層の効果的な空き家対策を推進する必要があると考えます。

【所管府省】 内閣府（地方創生推進事務局）、国土交通省（住宅局）

【県関係課】 地域活力推進課

### 【提案・要望事項】

#### ① 中小企業の支援について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは変更されたものの、今後も感染が継続していくことが見込まれるなか、原油価格や物価の高騰も重なり、事業者においては依然として厳しい状況が続いていることから、これらが地域経済に与える影響を踏まえつつ、中小企業に対する資金繰りと人材確保のための支援の継続・拡充を適宜実施すること。

#### ② 特長ある産学官連携の推進について

地方における産学官連携を一層強化し、希少糖など地域で開発された新しい技術や研究成果を地域の産業発展や経済成長につなげていくため、必要な施設・設備や研究資金の持続的な財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

#### ① 中小企業の支援について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内経済は、飲食、宿泊、小売りなど人が外出することで事業が成り立つ業界を中心に大きなダメージを受けました。日本銀行が発表した香川県の金融経済概況によると、「香川県内の景気は、緩やかに持ち直している」ものの、中小企業や小規模事業者の現状を見ると、原油価格や物価の高騰もあり、依然として景気の先行きが不透明なことから将来の見通しが立てにくい状況が続いており、感染症拡大がもたらした中小企業等への影響は根深く残っております。
- 本県が昨年度実施した県内事業者を対象としたアンケート（532社回答）においても、原油高・物価高によりマイナスの影響を受けている事業者は9割を超えており、幅広い業種が影響を受けております。また、同アンケートにおいて、県に求める支援・取組として「人材確保・マッチング」が最も要望が多く、様々な業種において人手不足が課題となっております。このような中小企業等が直面する喫緊の課題に対し効果的な対策を講じる必要があります。
- 物価高騰等に対して、令和4年度に措置された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援を実施しましたが、今なお深刻化している物価高騰などの影響に対応するため、引き続き、地域の産業を守る取組を継続、拡充し、中小企業や小規模事業者を対象とした資金繰りと人材確保について財政的支援が必要です。

## ② 特長ある産学官連携の推進について

- 地方における産学官連携は、産業界と大学が協力して、地域の産業課題やニーズに対応した研究開発を行うことで、新たな技術や商品の開発が進み、地域経済の活性化につながることから、地域の産業発展や経済成長のためにも積極的に進めていく必要があります。
- また、地域で開発された新しい技術や製品が世に出ることや、地域で実践的な研究を行っている研究者や学生が多数存在することは、地域の知的な活力を象徴することにもなり、地域のブランド力向上にもつながります。
- 特に、本県においては、香川大学を発祥とする「希少糖」が、その血糖値上昇抑制や肥満抑制等の健康機能性が広く認知され、これまでに、食品分野を中心に、希少糖を含有する製品開発が進み、令和4年度までに希少糖を活用した食品は、既に延べ3,000品目以上にのぼっています。さらに、研究の進展とともに、医療・農業・工業など多様な分野において、その新機能が注目され、新たな社会実装に向けた展開が見込まれています。
- 香川大学では、全学的な研究推進に向け国際希少糖研究教育機構を設置しており、現在70を超える医学・工学・農学等の複数分野の研究者が、50を超える基礎及び応用研究の課題に取り組んでいます。これとあいまって、連携企業がメキシコに設置した世界初の希少糖 D-アルロース専用工場が稼働し、令和3年10月には純品粉末製品の国内外での販売が開始され、これを用いて様々な製品化が急速に拡大しつつあります。一方、希少糖の有用機能性への認知が進むにしたがって、希少糖を巡る研究開発は、厳しい国際競争の波にさらされつつあります。今後も継続的に香川大学での希少糖の研究開発をグローバルに展開させ、地域の産業や社会生活にフィードバックさせるためには、大学の研究施設設備の整備や研究開発資金の持続的な支援が必要です。

【所管府省】 内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、  
中小企業庁（事業環境部）、厚生労働省（職業安定局）

【県関係課】 産業政策課、経営支援課、労働政策課

## 29 人権・同和行政の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、国においては積極的な人権教育・啓発を推進するとともに、地方が積極的に施策展開を行えるよう、必要な財政上の措置を講じること。
- ② 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権侵害による被害の救済を図るため、有効性のある人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分聞いたうえで、早期制定に努めること。
- ③ インターネット等を利用した差別行為や戸籍謄本等の不正取得など部落差別につながる行為の発生防止を図るため、「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請を着実に実施するとともに、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示し、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- ④ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

### 【現状・課題】

- 国では、人権教育・啓発の事業については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。本県でも、平成15年12月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に努めていますが、法務省の啓発委託費が削減されてきており、十分な啓発が難しくなっています。
- 国での法制定の動きとしては、人権救済制度の確立を目指した人権擁護法案が平成14年に国会に提出されましたが、廃案となっています。その後、平成24年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、国会の解散により廃案になりました。
- 県においては、有効性のある人権救済に関する法律の必要性を認め、平成13年度からこれまで国に対して要望しています。



また、県議会では、平成17年3月、「人権擁護に関する法律」の早期制定を求める意見書を内閣総理大臣に提出しています。一方、平成22年2月議会においては、人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起するとともに、地方の意見を十分聞くなど、慎重な対応を求める意見書を採択しました。

- 最近では公然と特定の地域を被差別部落であると摘示するなどの不当な差別的取り扱いを助長する行為が発生しています。

こうした部落差別につながる行為の発生を防止するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、相談体制、教育及び啓発、部落差別の実態にかかる調査などについて、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じることが必要です。

- 平成13年に制定された、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任制限法に関しては、同法ガイドライン等検討協議会によるガイドラインの改正により、平成16年から人権侵害の被害者本人が削除要請することが困難なときに、法務省の人権擁護機関がプロバイダに削除要請した場合の対応方針が明記されました。

しかしながら、インターネットの匿名掲示板には、差別語などを使用し不特定多数の者を侮蔑するような差別書き込みが後を絶ちません。とりわけ、同和地区の所在地であるとする地名等や写真画像の情報を掲載する特定のウェブサイトが大きな問題となっています。

人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請について、被害者が特定できる場合だけでなく、不特定多数の者に対する書き込みについても、着実に実施することが必要です。

また、インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案などの発生を防止するために、プロバイダが送信防止措置を講じる場合の免責規定を拡充するなど、プロバイダ責任制限法の改正を含めた実効性のある法制度の整備が必要です。

- 平成19年の戸籍法等の改正により、戸籍謄本等の不正取得に対する罰則の強化等がなされたにもかかわらず、委任状の偽造等により戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しているため、司法書士・行政書士等をはじめとする国家資格の士業の関係団体への指導、人権教育の徹底、不正取得者に対する厳罰化など、より一層の対策を講じることが必要です。

- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことが

できるよう、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じる必要があります。

【所管府省】法務省（人権擁護局）、総務省（自治行政局、総合通信基盤局）

【県関係課】人権・同和政策課、総務学事課、国際課

## 30 個人事業税の課税の仕組みの見直しについて

### 【提案・要望事項】

個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保するため、課税対象事業の見直しや、現行の課税対象事業の定義を具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討すること。

### 【現状・課題】

- 個人事業税の課税対象事業は、地方税法及び同施行令に 70 業種が限定列挙されています。近年、事業形態が著しく多様化していますが、平成 19 年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていません。そのため、事業税の対象となる十分な事業性が認められるにもかかわらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種があります。また、個人の就業形態が多様化・複雑化するなかで、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもあることから、本県においても賦課決定処分に対する行政不服審査が請求される事例が発生しています。
- 一方、デジタル技術の活用等により、これまでと異なる新しい生活様式が普及し、働き方の多様化が進んでいることから、短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態が拡大し、既存の枠にとらわれない仕事の請け負い方や働き方に従事する人が増加しており、「事業性」について、法と実態の乖離が拡大する懸念があります。  
そのため、課税対象事業について、早急に、時代に即した見直しが図られるべきと考えます。
- 個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、課税対象事業の限定列挙方式の見直しや、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」に示されている現行の課税対象事業の定義をさらに具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討する必要があります。

【所管府省】 総務省（自治税務局）

【県関係課】 総務部 税務課

## 31 安全・安心を確保するための基盤整備の充実・強化について

### (1) 高齢者の交通事故抑止対策のより一層の推進に向けた体制の整備

#### 【提案・要望事項】

高齢者の交通事故抑止対策のより一層の推進に向けた体制を整備するため警察官を増員すること。

#### 【現状・課題】

- 現在、警察庁では、高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の課題であるとの認識のもと、歩行中・自転車乗車中の高齢者の交通事故防止対策及び高齢運転者による事故の防止対策に関する様々な検討がなされているところであります。
- 本県においても、令和2年には交通事故死者数に占める高齢者の割合が統計開始後初めて7割を超え、令和4年も約7割と高止まりにあるほか、高齢運転者が第一当事者となる事故の割合も増加傾向にあるなど、高齢者に対する取組が急務となっています。  
さらに、いわゆる「団塊の世代」が70歳代を迎え、運転免許証の自主返納が進む一方、車から移動手段を自転車や徒歩に切り替えた高齢者が犠牲となる死亡事故の増加も懸念されるところであります。
- 特に、高齢者を取り巻く課題として、高齢者世帯や独居高齢者の増加、過疎地域における公共交通機関網の著しい衰退など、高齢者の交通手段を確保する一方、高齢者を交通事故から守るためのハード・ソフト両面からの対策が求められております。
- 香川県警察では、これまでも高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者に対する各種施策を推進してきたところ、上記の課題に適切に対応するためには、県、市町、道路管理者のほか、社会福祉協議会や老人クラブ等の関係機関・団体と緊密な連携のもと、課題を解決するための各種施策や体制を構築する必要があります。  
そのためには、この司令塔となって活動する警察官を増員するなど、必要な体制を強化したうえで、高齢者が被害・加害両面からの交通事故抑止に向けたより一層の対策を推進する必要があります。

【所管府省】 警察庁（長官官房、交通局）

【県関係課】 警察本部企画課、交通企画課

## (2) 高齢者講習の受講者の増加や、運転免許証とマイナンバーカードの一体化等に対応するための体制の整備

### 【提案・要望事項】

高齢運転者の一層の増加に対する運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習の実施の体制及び今後予定されている運転免許証とマイナンバーカードの一体化に対応するための体制を整備するため警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 現在、運転免許を保有する高齢者の安全運転対策として、運転免許の更新時に、70歳以上の者には高齢者講習の受講、75歳以上の者には認知機能検査及び高齢者講習の受講を義務付けているところです。
- いわゆる「団塊の世代」が75歳になり、認知機能検査及び高齢者講習の対象者が大幅に増加していくことが明らかであることに加えて、令和4年度からは新たに、この対象者のうち一定の違反歴があるものに対して運転技能検査が実施されております。
- 今後、道路交通法の改正により、運転免許証とマイナンバーカードが一体化されることとなりますが、申請者の意思により選択でき、両方を所持することができるようになるなど、複雑な手続きとなります。また、マイナンバーカードへの免許データの書込を対面で実施する必要がある等、運用にかかる業務量が現在より増加します。
- こうした高齢者講習等を維持する体制の逼迫に加え、新たな制度である運転免許証とマイナンバーカードの一体化にかかる法改正に伴う各種業務を適切に実施するためには、これらに対応する体制を整備する警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（交通局）

【県関係課】警察本部企画課、運転免許課

### (3) 外国人運転者対策の推進に向けた体制の整備

#### 【提案・要望事項】

「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」（令和2年7月14日閣議決定）等を踏まえ、今後、より一層の増加が見込まれる外国免許の切替え事務に迅速・的確に対応するため、警察官を増員すること。

#### 【現状・課題】

- 近年、国際化の進展により、外国人が自国の運転免許を日本の運転免許へ切り替えるための取得審査（外国免許の切替え事務）が年々増加し、申請件数は、令和元年が144件（前年比+7.5%）、令和2年が219件（前年比+52.1%）、令和3年が306件（前年比+39.7%）、令和4年が374件（前年比+22.3%）となっています。
- 外国免許の切替え事務は、申請者（外国人）が有する知識や経験に関する質問、運転に関する実技等を考慮のうえ、全国统一基準に従い厳正かつ公正に実施する必要があることから、極めて事務負担が大きい業務です。  
また、香川県警察の運転免許センター試験系の体制上、切替えが実施できるのは週10人までが限度であり、予約制を採用しているため、審査が行われるのは予約から平均で7週間後となっています。
- さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」（令和2年7月14日閣議決定）等により、当該事務のより一層の増加が見込まれています。
- 外国人労働者は、生産年齢人口が減少するなか、本県の経済の持続的発展に必要な不可欠な人材となっており、外国免許の切替え事務の増加に迅速・的確に対応するためには、警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、交通局）

【県関係課】警察本部企画課、運転免許課

#### (4) 犯罪防止対策の推進に向けた体制の整備

##### 【提案・要望事項】

県民の身近な犯罪や増加傾向にある犯罪の防止対策をより一層推進するための警察官を増員すること。

##### 【現状・課題】

- 本県における令和4年中の刑法犯認知件数は、4,173件と前年比9.9%増加し、子供や女性が被害者となる凶悪事件の発生や、高齢者を狙った特殊詐欺が高水準で発生するなど、県民に身近な犯罪の発生を始め本県の治安情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。
- また、通学路等において子供が被害者となる凶悪事件を防止するため、行政機関、地域住民・団体等と連携し、官民一体となった各種未然防止対策を強化する必要があります。
- このような県民に不安を生じさせる身近な犯罪等を防止するためには、犯罪発生の特徴や実態をより緻密に調査・分析し、これを犯罪の抑止と検挙に結び付けていくことが必要であり、また、地域における犯罪の発生状況や特殊詐欺の最新の手口、対処策等の緊急性の高い防犯情報を電子メールや香川県警察のホームページのほかSNS等のあらゆる広報媒体を利用してタイムリーに発信し、情報に接した地域住民等が、自ら防犯対策を講じる契機となるよう、具体的かつ訴求力のある形で提供することが重要です。
- こうした犯罪防止対策を戦略的かつ効率的に行うためには、より一層の組織体制の充実を図るとともに、犯罪発生実態の調査・分析等に従事する警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局）

【県関係課】警察本部企画課、生活安全企画課

## (5) 児童虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に的確に対応するための体制の整備

### 【提案・要望事項】

児童虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するための警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 全国的に痛ましい児童虐待事件が発生している状況を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等が決定されたほか、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立するなど、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められています。  
なお、本県における児童虐待の認知件数は、令和2年に過去最高819件となって以降、令和4年は607件になるなど、依然として高水準であります。
- 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。こうしたことから、警察には、児童虐待が疑われる事案を認知した際に犯罪の捜査だけでなく、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応が求められます。
- また、ストーカー・DV事案は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい傾向にあります。さらに、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれもあります。こうしたことから、この種事案では、認知の段階から対処に至るまで、被害者等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等の組織的対応が求められます。
- これら人身安全関連事案において、被害関係者の安全確保を最優先とした捜査、調査等の対応を迅速かつ的確に行うため、警察官を増員して、より一層の体制の充実を図ることが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局、刑事局）

【県関係課】警察本部企画課、人身安全・少年課、捜査第一課



## (6) 科学捜査力のより一層の強化

### 【提案・要望事項】

客観証拠の重要性が高まるなか、増加かつ多様化する鑑定需要に迅速・的確に対応するため、高度な鑑定資機材への更新整備を図ること。

### 【現状・課題】

- 裁判員裁判の導入等により、捜査・公判において客観証拠の重要性が高まるなか、犯罪現場やその周辺に残された資料を的確に収集・確保し、捜査により得られた資料を科学的に分析することで犯人を特定し、あるいは犯行状況を解明することが必要不可欠となっています。
- 高い精度で個人を識別し、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪にも活用されているDNA型鑑定、覚醒剤、大麻等の薬物犯罪捜査のほか、犯罪死の見逃し防止に不可欠となっている薬毒物鑑定、防犯カメラ等で撮影された人物と被疑者の顔を照合し、個人を識別する顔画像鑑定等、科学鑑定は多種多様ですが、今後もさらに需要が高まることが見込まれます。
- 鑑定資機材のなかには、経年劣化により、感度、精度及び処理能力が低下しているものも多くなっており、現有の資機材を継続して使用した場合には、将来的に鑑定の信頼性が損なわれ、捜査・公判に重大な支障を来すことが危惧されます。
- 鑑定資機材については、日々の技術の発展により性能の向上が図られておりますが、高度化した科学技術を用いた鑑定資機材及び鑑定効率を高めることのできる鑑定資機材を整備し、今後も増加が予想される鑑定需要に迅速・的確に対応できる態勢を整備することが必要です。

【所管府省】 警察庁（刑事局）

【県関係課】 警察本部科学捜査研究所

## (7) 来日外国人犯罪対策のより一層の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

来日外国人犯罪対策に専従する警察官（国際捜査官）を増員すること。

### 【現状・課題】

- 令和4年末中における全国の在留外国人数は、307万5,213人で前年に比べ約31万人増加して過去最高を更新しており、本県においても、令和4年6月現在、1万4,234人で前年に比べ約400人増加しています。
- 本県の来日外国人犯罪による刑法犯の検挙人員は、令和4年に減少したものの増加傾向にあり、令和4年は、中国人犯罪組織による詐欺事件等を検挙しています。  
来日外国人犯罪は、SNSを通じてメンバーを募って犯行に及び、他人名義の犯行ツールを使用することや、犯罪収益を追跡困難な暗号資産に転化してマネー・ローンダリングするなど、これまで以上に組織化、広域化、巧妙化しており、その犯罪特性から、犯罪組織の実態解明にかかる情報収集、捜査及び取締りが長期かつ広域にわたる特徴があり、高い専門的知識を有し、来日外国人犯罪対策に精通する複数の捜査員が必要となっています。
- 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことを受け、外国人の人流も大幅に増加しており、それに伴い、外国人犯罪が増加することは明らかであり、これに対応するためには、通訳需要が増加している言語の通訳官や専門的知識を有する捜査員を育成するほか、来日外国人犯罪対策を戦略的かつ効率的に行うため、専従の体制を充実し、県内の国際犯罪組織の動向把握、犯罪発生実態の調査・分析を一元化して、全国警察及び出入国管理庁、税関等の関係機関等と連携した捜査と水際対策を展開する必要があります。
- このような対策を強力に推進するためには、一人でも多くの通訳官や専門的知識を有する捜査員等を育成するとともに、来日外国人犯罪対策に精通する国際捜査官の専従体制を強化する必要があるため、警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、組織犯罪対策部）

【県関係課】警察本部企画課、刑事企画課

## (8) 機動隊施設の整備

### 【提案・要望事項】

大規模災害発生時等に使用する機動隊装備資機材・車両をすべて収容できるよう倉庫・車庫を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 近年の災害は、局地化や激甚化しており、毎年のように台風や集中豪雨等による災害が多数発生しています。

本県の機動隊には、全国で16都道府県に設置される広域緊急援助隊特別救助班が設置されており、全国的な運用により極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において対応しているところです。

- 平成12年、現在の機動隊庁舎が設置されて以降、新たな特殊車両や装備資機材が次々と配備され、既存の倉庫・車庫ではそのすべてを収納することができない状態となっています。現在、装備資機材は倉庫の容量限度を超過するとともに、車庫内においても車両は収容可能台数を超過し、グラウンドに雨ざらしの状態で保管しており、車体の劣化を招いています。

こうした状況は、グラウンドでの部隊訓練のほか、現場出動にまで影響を及ぼしているところであり、装備・車両を適正に保管できるよう、早期に倉庫・車庫を拡充する必要があります。

【所管府省】 警察庁（警備局警備運用部）

【県関係課】 警察本部警備部機動隊

## (9) 特殊詐欺総合対策の推進

### 【提案・要望事項】

発生が後を絶たない特殊詐欺対策を効果的に推進するための体制整備として警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 令和4年中の本県における特殊詐欺の認知件数は、91件（前年同期比+43件）、被害総額は、約9,985万円（前年同期比ー約57万円）と、被害額はほぼ横ばいでしたが、認知件数は倍増しています。

検挙件数も伸びており、検挙すれば上位被疑者検挙に向けた捜査が必要となるため、長期間（6か月から1年のスパン）に亘り、専従する捜査員も必要となります。
- 特殊詐欺撲滅のために、組織改編による捜査力の強化を目的として、令和4年4月に捜査第二課と組織犯罪対策課を統合し「捜査第二課」として、特殊詐欺を含めた組織的犯罪への対策を強化しました。

また、本年に入り、土曜日・日曜日・祝祭日における「予兆電話」いわゆる「アポ電」の認知が増えたことから、この対策として、当番制で「土曜日・日曜日・祝祭日」に捜査員2名を従事させる方策も取りました。

さらには、本年3月から予兆電話及び特殊詐欺被害の認知が同一地域で3件以上あった場合には、通信指令室から集中運用を発令し、一定時間の該当地域における不審者に対する職務質問・所持品検査の徹底を図るなどの抑止及び検挙のための諸対策を講じています。
- 特殊詐欺については、休日、平日を問わず予兆電話を認知しており、被害件数や被害金額も増加傾向にあるなか、被疑者グループは益々巧妙な手口に変遷している状況から各種特殊詐欺捜査のため警察官の増員が必要です。

【所管府省】 警察庁（刑事局）

【県関係課】 警察本部捜査第二課

## 32 教育の質の向上を実現する教員の確保について

### 【提案・要望事項】

- ① 教育の質の向上を実現する教員が確保できるよう、国において教員の処遇改善やイメージアップの取組を行うこと。
- ② 特に厳しい状況にある小学校教員確保のため、中学校の教員免許取得者が小学校の教員免許を取得しやすい教員免許制度に改正すること。
- ③ 研修受講履歴記録システム等については、運営等にかかる経費を国において負担すること。

### 【現状・課題】

- 教員の大量退職に伴い、教員採用試験の採用者数は増加が続いていたものの、近年は減少傾向に転じ始めています。一方、本県が令和4年度に実施した採用試験では、小学校の競争倍率は平成20年度の7.5倍から3.1倍に低下するなど、受験者減少の憂慮すべき状況が続いており、こうした人材不足は地方ではより深刻な状況にあります。
- 多忙化による教職に対するマイナスイメージの広がりや、民間企業の新規採用数の増加、就職に対する考え方の多様化などの影響により、教員を志す若者が減少するとともに、大学等で教員免許を取得しながらも教職を避け、他職に就く者が増加していることが教員不足の大きな要因であると考えられます。
- このため、「やりがい」や「責任感・達成感」への魅力だけに頼らず、処遇や福利厚生面を含めた職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、国において小学校をはじめとした教員の処遇改善を図るとともに、中高生のキャリア教育に組み込めるような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供や、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模での取組が必要です。
- また、小学校の競争倍率低下の要因としては、小学校の教員免許の取得は教員養成系の学部限定されるため、小学校の教員免許取得者の総数が少ないにもかかわらず、採用者数では小学校が最も多いことが一因であると考えられることから、教員養成段階において、小中学校の免許取得に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減する「義務教育特例」の設置を促進するなど、中学校の教員免許取得者が小学校の教員免許を取得しやすい教員免許制度を推進する必要があります。

- さらに、教員採用試験は、試験内容が筆記・実技・面接など多岐にわたり各自治体ごとにその内容が異なるため、受験者の負担が大きいとともに、各自治体にとっても問題作成や試験の準備・実施が人材確保や経費面で負担となっています。
- このため、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で述べられていた教員採用に関する改革を推進していただき、国が教職に関する筆記・実技等に関する全国共通試験を実施し、各自治体はその結果を踏まえ、地元自治体を希望する者に対して試験を実施することができるような採用システムの構築が望まれます。
- 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けた教育委員会による校長及び教員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の実施については、職能開発に関する校内推進体制の整備や研修受講履歴の管理、研修の評価システムなどに必要な環境整備も含めて、教員の資質能力の向上に真に資する制度であることが求められるとともに、都道府県や教員に費用や過度の事務負担を強いることのないよう、配慮や支援が必要となります。
- 令和 6 年度以降は、国が作成した研修受講履歴記録システムや職員研修プラットフォームを活用する際、運用や維持にかかる経費については、地方において負担することとされていますが、現行の教員免許管理システムと同様に都道府県において実質的な負担がないよう地方財政措置がなされることが必要です。

【所管府省】文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

### 33 学校教育の充実について

#### (1) 教員の定数改善に向けた義務標準法等の改正

##### 【提案・要望事項】

令和6年度以降の教職員定数の改善に向けて、義務標準法及び高校標準法の一層の見直しを図ること。

##### ① 少人数教育・教科担任制の推進と地方の実態に応じた教職員定数の確保

新しい時代の学びの環境整備に向けて、少人数教育推進や小学校高学年における教科担任制の導入に必要な教職員定数確保のために、義務標準法に定める学級編制基準や算定方法等を見直すとともに、地方の状況等に柔軟に対応するために配置される加配定数を確保すること。また、高等学校において、特別な支援や配慮を必要とする生徒へのきめ細かな指導を可能にし、高大接続改革への対応等により増え続ける業務量に対応するために、高校標準法の算定方法等を見直すこと。

##### ② 栄養教諭等の定数の改善

食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るとともに、食物アレルギーに対応した給食の提供にもきめ細かく対応できるようにするために、栄養教諭等の定数を改善すること。

##### ③ 養護教諭の複数配置の拡大

いじめ、生活習慣の乱れ、性の問題、感染対策等、多様化する心身の健康問題に加え、不登校対策等、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応するため、養護教諭の複数配置を拡大すること。

##### 【現状・課題】

##### ① 少人数教育・教科担任制の推進

- GIGAスクール構想を踏まえた教育のICT化への対応や、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が求められており、このような新たな時代の学びの環境整備に向けて、小・中学校全学年での少人数学級の実現をはじめとした少人数教育の推進が不可欠であると考えます。本県においては、令和3年度から国の加配と県単独の予算措置により、小学校全学年と中学校1、2年の35人学級を実施し、令和4年度からは、中学校3年を加えた小中学校全学年での35人学級を実施していますが、中学校においても義務標準法に定める学級編制の標準を改正する必要があります。
- また、中央教育審議会（中教審）において『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を答申し、国においては、令和4年度から、小学校高学年における教科担任制

の推進を図っていますが、学級数に約 1.2 を乗じた数をその学校の教員の基礎定数とする現行の義務標準法の算定方法では、高学年の複数の教科で教科担任制を実施することは困難な状況にあります。

- さらに、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換等、教科担任制導入の工夫が示されていますが、地域によっては学校間の距離があるなどの地理的条件によって中学校の教員の活用が困難であることや、授業交換では学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、同学年で交換授業が実施できないことなどの課題があり、質の高い授業の実施に向けては、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが有効と考えます。
- 加えて、平成 29 年度から「加配定数の基礎定数化」が導入されていますが、これは少子化・過疎化により学校減・学級減が進む地方にとっては、加配教員の自然減が進行する仕組みであることから、地方においては、教育課題に対して中・長期的に安定した教員数を確保することが厳しい状況にあります。小学校における学級編制の標準の引き下げが学年進行で実施されますが、公立義務教育諸学校研修等定数等により、各市町の状況や各学校の実態に応じて配置される加配定数の維持が今後も重要であると考えます。
- 第 6 次公立高等学校の教職員定数改善において、少人数による授業、特色ある高校への加配等の施策がなされましたが、それ以後の新たな法改正はなされていません。生徒の多様化や高大接続改革への対応により、教員の業務量は増え続けています。また、令和 4 年度からの新学習指導要領の実施に伴い、総合的な探究の時間や各教科において、小・中学校と同様に「主体的・対話的で深い学び」を実現し、「観点別学習状況の評価」を実施するために、生徒へのきめ細やかな指導の必要性が高まっています。現行の高校標準法の規定を見直し、1 学級 35 人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を要望します。

## ② 栄養教諭等の定数の改善

- 平成 17 年の栄養教諭制度の創設時から、栄養教諭の職務には、児童生徒に対する食に関する指導が位置付けられており、さらに、近年、食物アレルギー等個別の課題を有する児童生徒が急速に増加し、栄養教諭は、食物アレルギー対応の基本方針等に基づいた食品選定や献立作成、給食の各段階におけるチェック機能の強化、児童生徒ごとの個別対応プランの作成など、食物アレルギー等を有する児童生徒について個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。本県においては、減少する栄養教諭定数への対応や食の安全を確保する観点から、令和 4 年度から国の加配と県単独の



予算措置により、食数 3,000 人を超える共同調理場に対してその状況に応じて 3 名を配置しているところです。

- このように、栄養教諭が担うべき業務が従来に比べて大幅に増加し、多様化しているにもかかわらず、定数の見直しはなされておらず、現行の義務標準法上の算定では、6,000 人の給食を提供する大規模の共同調理場であっても配置される栄養教諭等の定数は 2 人です。

本県では、令和元年度に 3 市町が連携し、中規模の調理場を統合し大規模の共同調理場を設置した結果、栄養教諭の定数が 5 人から 2 人に減少し、19 校 215 学級 4,500 人の児童生徒に対して定数 2 人となった地域があります。令和 4 年度には、ある市において食数 13 校 3,000 人を超える市内統一センターが設置され、定数が 4 人から 2 人に減少しました。共同調理場は、今後数年で、他の複数の市町においても設置される予定であり、急激な定数の減少が見込まれています。こうした地域では、各学級での食に関する指導が十分に行えなかったり、食物アレルギー等の個別の課題に対応した給食の提供ができなかったりする状況が生じていることから、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るために、義務標準法の栄養教諭の定数を食数（児童生徒数）だけでなく学校数等を基礎として算定するよう改善する必要があります。

### ③ 養護教諭の複数配置の拡大

- いじめ、生活習慣の乱れ、性の問題行動、感染予防対策等、心身の健康問題が多様化・深刻化し、学校における養護教諭の必要性はますます高まっています。また、不登校児童生徒数が著しく増加し、教室に入りづらい児童生徒を一時的に保健室で受け入れている状況もあるなか、保健室での一人当たりの対応時間や利用者数も増加しており、現行の標準法に基づく養護教諭の配置数では十分ではないため、特に中規模校での養護教諭の増員を行うなど定数の改善が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、保健体育課

## (2) 専門スタッフ等の充実

### 【提案・要望事項】

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、義務標準法等において教職員定数として算定し、国庫負担の対象に含めるなど財政支援等を拡充すること。
- ② 教員の業務負担を軽減するための教員業務支援員等の専門スタッフ配置のための補助事業を継続・拡充すること。
- ③ 公立小・中学校の学校司書の配置促進を図るため、学校司書配置にかかる地方交付税措置を継続・拡充すること。
- ④ JETプログラムコーディネーターの配置にかかる財政支援を拡充すること。
- ⑤ 医療的ケア児に対する人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為に従事する医療的ケア看護職員について、医療的ケア児が在籍する学校で適切な対応ができるよう、定数措置や配置にかかる補助率のかさ上げなど財政支援を拡充すること。
- ⑥ 小・中学校等の特別支援教育支援員の適切な人員配置を促すため、補助金の創設や地方交付税措置などによる財政支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの財政支援の拡充
  - いじめや不登校、暴力行為など生徒指導上の課題が多様化・深刻化するなかで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、課題に直面する子ども等を安定的に支援するうえで、重要な役割を果たしています。
  - さらに、児童虐待、子どもの貧困、ネット・ゲーム依存、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境が急速に変化するとともに複雑化しており、学校の教員だけでは解決することが困難になっていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携が一層重要になっています。
  - 本県では、スクールカウンセラーについて、すべての市町立小・中学校 216 校に 52 名、県立高校及び県立中学校 30 校に 20 名、県立特別支援学校 9 校に 7 名の臨床心理士等を派遣していますが、その相談体制は、小学校では 1 校当たり月に 1、2 回、4

時間から8時間程度、中学校及び高校では週1回4時間程度、特別支援学校では月に1回4時間程度となっています。

- また、スクールソーシャルワーカーについては、市町が配置するための経費を国費と県費で補助することにより、令和5年度には8割を超える市町で配置予定であるものの、財政状況や人材の不足・偏在等の理由によって、安定的な人材の確保が困難になっています。
- 課題や困難に直面する子どもを安定的に支援するためには、学校教育法等においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを正規の職員として位置付け、教職員定数として算定し、国庫負担の対象に含める必要があります。また、現行の補助制度を継続する場合には、補助率のかさ上げや地方交付税措置を拡充することによって、より多くの人員配置が可能になります。

## ② 教員業務支援員等、専門スタッフ配置の補助事業の継続・拡充

- 本県では、令和4年度、国の補助事業を活用し、教員業務支援員は全17市町のうち13市町に137名が配置されました。これにより、これまで教員が行っていた学習プリント等の印刷・配布準備や、学校行事や式典等の準備補助等を支援員が担うことで、教員にゆとりが生まれ、効率的に業務を遂行できるようになったなど、一定の効果が表れています。

教員の働き方改革をより一層推進するためには、教員業務支援員等、専門スタッフの配置をこれまで以上に促進する必要があり、そのためには国の補助事業の継続と拡充（補助率のかさ上げや上限単価の引き上げ等）等の財政支援が必要となります。

## ③ 学校司書の配置にかかる地方交付税措置の拡充

- 学校教育においては、学校図書館の活用などを通じ、読書活動や言語活動、探究的な学習等を充実し、児童生徒の確かな学力と豊かな人間性の育成を図っていくことが求められており、そのため、司書教諭等と連携しながら学校における読書活動の推進に向けた環境づくりを行う学校司書の役割は大変重要となっています。

- 国においては、学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、平成26年6月に学校図書館法を改正して「学校司書」を明記し、市町が配置に努めることとされており、令和4年度から始まった第6次学校図書館図書整備等5か年計画においては、おおむね1.3校に1名の配置を目指しています。

- 本県では、すべての市町において学校司書が配置されておりますが、県内の全小・

中学校に学校司書を常勤配置するためには、地方交付税措置の拡充が必要となります。

#### ④ J E Tプログラムコーディネーターの配置にかかる財政支援の拡充

- 本県では、令和4年度に県内17市町のうち7市町の小・中学校において、J E Tプログラムにより26人の外国人のA L T（外国語指導助手）が招致されています。
- こうしたA L Tを学校に円滑に受け入れるためには、A L Tの住居手配や通訳などの生活支援を丁寧に行う必要があります。J E T以外のA L Tの生活支援は業務受託業者が対応してくれるというメリットがあることから、自治体では請負契約や直接雇用などが多くなっておりありますが、J E T—A L Tの生活支援を行うJ E Tプログラムコーディネーターの配置費用にかかる特別交付税措置を拡充することで、J E T—A L Tの一層の配置促進が期待できます。

#### ⑤ 医療的ケア看護職員の配置にかかる財政支援の拡充

- 医療的ケアが必要な児童生徒は、特別支援学校だけでなく、小・中学校においても増加しているなか、令和3年度、医療的ケア看護職員については、名称と業務内容が新たに学校教育法等に規定されましたが、専門性の高い医療的ケア看護職員を確保するためには、医療的ケア看護職員の待遇の改善が大きな課題となっています。
- 医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、専門性の高い医療的ケア看護職員による医療的ケアを確実に受けられるようにするためには、看護師配置にかかる定数措置や国の補助事業の補助率かさ上げなど、さらなる財政支援の拡充が必要です。

#### ⑥ 特別支援教育支援員の配置にかかる財政支援の拡充

- 本県の公立小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、県の実態調査によると、平成26年度は8.3%、平成29年度は7.8%と依然として高い状況にあります。
- このような児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うために、各市町が小・中学校に配置している特別支援教育支援員は、児童生徒の学習及び生活習慣の形成や発達障害のある児童生徒への個に応じた対応等の面で成果を挙げています。
- 平成28年度から障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が義務付けされるとともに、障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されることが

求められており、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、特別支援教育支援員の果たす役割はますます重要になっています。

- あわせて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を図る必要があることから、公立幼稚園、小・中学校、高等学校等において特別支援教育支援員の適切な人員配置ができるよう、補助金の創設や地方交付税による財政措置を拡充する必要があります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

### (3) 不登校等への対策強化

#### 【提案・要望事項】

不登校の未然防止や再登校後のフォローアップを図るため、専任の加配教員やスクールカウンセラー等の配置にかかる財源を確保するなど、別室登校の児童生徒に対する支援体制等を充実させること。

#### 【現状・課題】

- 不登校児童生徒数は増加し続け、全国的にも生徒指導上の喫緊の課題となっています。本県においては、90日以上欠席している児童生徒は、小学校が210名で不登校児童数の50.2%、中学校が665人で不登校生徒数の60.7%となっています。不登校になると半数以上が長期欠席となることから、不登校になる前の未然の取組が必要です。
- 令和4年度の調査では、別室登校の児童生徒数が510名となり、不登校児童生徒数とあわせて増加傾向にあります。別室登校は、教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また、一旦不登校となったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として重要な役割を果たしています。
- 学校現場では、空き教室を利用して教員や養護教諭が本来業務に加え対応に当たっていますが、増加する別室登校児童生徒の学習機会を保障し安心して過ごせるよう、専任の加配教員、スクールカウンセラー等の配置などの体制強化を図る必要があります。
- また、小・中学校における別室登校児童生徒に対する個別最適な学習機会の確保に向け、学校規模の大小に関わらず、専任の加配教員の配置を行うとともに、補助率のかさ上げや地方交付税措置を拡充し、課題や困難に直面する子どもを安定的に支援するためのスクールカウンセラーをより多く配置する必要があります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課

## (4) 教育の情報化の推進

### 【提案・要望事項】

- ① 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の延長に伴う財政支援を行うこと。
- ② 学校のICT環境の維持、更新を含む新たなICT環境整備方針を早期に策定するとともに、その財政支援を行うこと。
- ③ 教育のICT化に対応した教員の研修・指導体制の充実を図ること。
- ④ GIGAスクール運営支援センターのより一層の機能強化と継続のための財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- ① 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の延長に伴う財政支援
  - 平成29年度に取りまとめられた「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ策定された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」が令和6年度まで延長されておりますが、学校がICTを効果的に活用した教育を推進するためには、今後もICT環境整備のさらなる充実を図るとともに、ICT環境整備に必要な財源措置の拡充が必要です。

特に、端末の維持費、ソフトウェア更新等の費用や、学校及び家庭学習等で必要となる通信費については、地方財政措置が講じられていないため、新たな財政支援が必要です。
- ② 学校のICT環境の維持、更新を含む新たなICT環境整備方針の早期策定とその財政支援
  - 新たなICT環境整備方針の策定については、端末の維持費、ソフトウェア更新費や通信費の財政支援を盛り込むとともに、自治体が財政運営の見通しを持つという観点からも早期に策定することが必要です。
  - また、小・中学校において、端末の耐用年数は5年程度とされているため、ハードウェアの更新時期が近づいています。新たなICT環境整備方針には、今後の端末更新時の費用に対する国庫補助について、全額補助の制度設計とし、継続的な財政支援が必要です。

- 高等学校における1人1台端末の整備については、各校において公費負担もしくは家庭負担と様々ですが、整備手法に応じ端末の維持・更新等の財源措置が必要です。特に、公費負担での1人1台端末の整備については、令和2年度から令和4年度にかけて実施しており、端末の耐用年数は5年程度とされているため、計画的な更新のための財源措置が必要です。
- 特別支援学校においては、端末の耐用年数を見据えた更新に加え、一人ひとりの障害の状態や特性等に応じて、必要な支援機器が異なっていたり、技術の進歩によってより最適な支援機器が開発されたりするため、必要な入出力支援装置やアプリケーション等の維持更新についても、継続的な財政支援が必要です。
- さらに、現在、1人1台端末の学習への活用場面が増えているため、多様な学習に対応できるよう、教材を充実する必要性が生じています。例えば、ドリル学習のための教材や英語の話す力を育成する教材など、1人1台端末を生かし個別最適な学習に必要な教材を国が無償配布を行うことで、国全体の学力向上に資すると考えます。

### ③ 教育のICT化に対応した教員の研修・指導体制の充実

- 1人1台端末整備など教育のICT化に対応するために、指導を行う教員自身がICT機器を効果的に活用できるスキルを身に付けたうえで、児童生徒を指導する必要があります。
- 本県も、教員のICT活用指導力向上のため、県や市の教育センターが中心となり研修を行っておりますが、研修・指導体制の充実のために、研修プログラムの支援や充実が必要です。

### ④ GIGAスクール運営支援センターのより一層の機能強化と継続のための財政支援

- 教員対し的確に機器操作等の指導・助言ができる専門的知識を持つ情報通信技術支援員（ICT支援員）が不足しており、現在の4校に1名の配置を増員できるよう、地方財政措置を拡充する必要があります。また、学校のICT活用を広域的に支援するためのGIGAスクール運営支援センター整備事業のより一層の機能強化と財政支援の拡充、令和7年度以降も財政支援の継続を図る必要があります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教育情報化推進室



## (5) SNSを活用した教育相談体制の充実

### 【提案・要望事項】

児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、国が一元化して構築し、通年実施すること。

### 【現状・課題】

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対して多様な相談窓口の選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する必要があります。
- 本県では、電話、メール、FAX及び面談による教育相談を実施しておりますが、若年層のコミュニケーション手段として定着しているSNSを活用した教育相談体制を構築し、定着させることは、全国的にも喫緊の課題です。
- こうしたなか、本県は、令和元年度、3年度と国の調査研究事業に参画し、SNS相談に一定のニーズがあることや相談内容、相談が多い期間や時間などを把握したところではあります。
- 一方で、こうしたSNSを活用した相談体制については、システム維持費や人件費など、多額の費用を要するとともに、SNS相談に関する専門知識やスキルを備えた相談員の確保が必要であり、県単独による通年での実施は困難な状況です。
- こうしたことから、児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、広域によるスケールメリットを活用し、費用面の縮減や、相談員の継続的な確保及び育成を図るため、国において一元化して構築し、通年で実施することを要望します。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課

## (6) 外国人児童生徒の受入体制の整備

### 【提案・要望事項】

- ① 外国人児童生徒が円滑に学校生活及び学習活動を行うことができるよう、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準を見直すこと。
- ② 学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。
- ③ 日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。

### 【現状・課題】

- 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあるなか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を9名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18人に1人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、義務標準法における配置基準の見直しが必要です。
- 一方、県内には、1～2名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うために、令和5年3月時点で、県から延べ30名程度の日本語指導員を派遣していますが、十分とは言えない状況にあります。また、オンラインによる授業も試みていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進するためには、国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充が不可欠です。
- また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダーを養成するとともに、オンデマンド等による研修機会を充実することにより、児童生徒理解や指導技術の向上を図ることが求められます。さらに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、デジタル教材を国において開発する必要があります。

【所管府省】 文部科学省（総合教育政策局、初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課

## (7) 魅力ある県立高校づくりの推進

### 【提案・要望事項】

- ① 新たな時代を支える人材の育成に向け、探究的な学びを進めていくための、さらなる教員の配置等にかかる財政支援を拡充すること。
- ② 最先端の職業人材を目指すマイスター・ハイスクール事業については、地域の実情に応じた効果的な取組ができるよう指定要件の緩和等を図ること。

### 【現状・課題】

- 生徒が予測不可能な未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付け、地域への理解や課題意識を持ち、その地域ならではの新しい価値を創造することなどを通して、新たな時代を支える人材となるよう育成することは、これからの教育の充実の方向性であるとともに、地方創生の面からも、今後ますます重要となります。
- 県立高校の在り方については、高校を取り巻く社会の構造変化に伴い、大きな転換期を迎えようとしています。このため本県においては、すべての県立高校において地元自治体や大学、企業等との連携・協働を通して、生徒が主体的に地域の課題に取り組む探究的な学びの推進に努めており、さらに充実を図っていく必要があると考えています。  
一方で、次世代の地域産業を支える人材育成の場として大きな役割を担う専門高校(専門学科)の教育の充実による、その魅力向上が課題の一つとなっています。
- 今後、すべての県立高校において学校の伝統や地域の資源を生かして特色ある教育活動を推進する上において、高校と地域の連携協力体制の整備を図り、探究的な学びを進めていくためのさらなる教員の配置やコーディネーターの任用等にかかる支援事業の充実を要望します。
- また、各校の取組が有機的に関わり合い、多様な専門学科を有する県立高校の魅力をさらに推進していくために、地域の産業界等との連携・協働を通して職業教育の推進を図り、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を目指すマイスター・ハイスクール事業においては、指定要件の緩和(マイスター・ハイスクールCEOを非常勤として学校に配置するなど)や、内容の弾力化(企業等の技術者・研究者等を外部講師として定期的に活用する、外部人材を派遣・斡旋するなど)を図る必要があります。

【所管府省】 文部科学省(初等中等教育局)

【県関係課】 高校教育課

## (8) 夜間中学設置、運営に伴う支援

### 【提案・要望事項】

- ① 安定的な運営のために教職員や専門スタッフの増員などの定数措置の拡充を行うこと。
- ② 設置準備から設置後に至る継続的な財政支援制度を充実すること。
- ③ 学齢期を経過した生徒に対する就学援助制度の創設に取り組むこと。
- ④ 通学の困難さによる格差が生じないように、遠隔教育実施のための要件緩和及び機器整備等の財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や日本において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしており、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」において、すべての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学等が設置されるよう施策の推進を図ることが定められています。
- 本県においては、令和4年度に三豊市立高瀬中学校に夜間学級が開設され、公立の夜間中学としては全国で初めて不登校特例校に指定されました。
- 夜間中学の教職員については、夜間中学を単独で開設する場合や分校を設置する場合、教頭及び教諭等の数は、1学級であれば4人、2学級であれば6人、3～4学級であれば8人程度の基礎定数の措置にとどまり、養護教諭や事務職員は、学級数によっては措置されません。また、基礎定数に加えて、「指導方法工夫改善」等の加配が要望できますが、夜間中学への加配により、県全体としてみれば他校の加配を減じなければならないなど、安定した学校運営に必要な教職員を確保できなくなるおそれがあります。

さらに、夜間学級を設置する場合は、夜間学級のための養護教諭、事務職員は措置されず、また、各教科の授業を、免許を有する教員が行うために、担当する教職員に対して昼間から夜間にかけての変則的な勤務を課さなければならない状況が生じます。

国籍や年齢も多様であると考えられる夜間中学の生徒に対応できるよう、教職員定数の拡充など支援策の充実を図ることが求められます。

- 夜間中学設置の準備段階から設置後の運営までを円滑に進めるためには、現在設けられている「夜間中学新設準備・運営補助」を継続するとともに、当該事業の補助率のかさ上げなど、国からのより一層の支援が必要となります。  
また、設置準備にかかる教職員の定数措置が必要です。
- また、より多くの生徒の学習の機会を保障するため、学齢期を経過した生徒が経済的な理由で就学をあきらめることのないよう、就学援助制度の創設が必要です。
- 夜間中学の運営に当たっては、就学を希望する者が広域に散在し、通学が困難な者が生ずると考えられます。その際、ICTを活用した遠隔授業が有効な手段となりますが、受信側の教員の配置を不要にするなど遠隔授業実施の基準を緩和したり、ICT機器等を整備したりするなど、居住地等による学びの格差が生じないように制度面や財政面の支援の充実を図ることが必要となります。

【所管府省】文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】義務教育課

## 34 子どもの安全・安心な通学環境等の実現について

### 【提案・要望事項】

- ① 学校再編が進むなか、通学に時間を要する児童生徒や、特別支援学校における児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運営にかかる財政支援を拡充すること。
- ② 下校時の通学路や学校内の安全・安心を確保するため、人的配置や資材の整備等に対する財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 少子化や過疎化を背景に学校再編が進むなか、通学時間・距離が伸びてしまう児童生徒への支援策の必要性が高まっており、これまで以上に充実したスクールバス等への財政支援が必要です。
- 特別支援学校においてスクールバスは、通学を保障するものとして必要不可欠なものです。近年、児童生徒の増加などに伴いスクールバス利用希望者が増えており、座席不足や車内が過密になる状況が生じています。そのようななか、感染防止を目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源として実施しているスクールバスの増便は、車内での多様な障害をもつ児童生徒間の距離を確保することができるため、安全安心な運行にもつながっています。

引き続き、置去防止など安全管理の徹底と感染対策も含め、児童生徒がスクールバスで安全・安心な通学ができる環境を整えるために、スクールバスの導入及び運営にかかる財政支援策の拡充が必要です。
- 児童生徒が被害者となる痛ましい交通事故や校内での傷害事件などが全国の複数の地域で発生するなど、登下校時や校内での安全・安心を守ることの重要性が一層高まっており、必要な人的配置や資材の整備等に対する財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、特別支援教育課、保健体育課

## 35 特別支援教育の充実について

### 【提案・要望事項】

- ① 個々の障害の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことができるよう、義務標準法等に定める特別支援学級や特別支援学校の学級編制基準を引き下げること。
- ② 通級による指導担当教員の定数措置について早期実現を図ること。あわせて、高校の特別支援教育を推進するために、教員の加配を創設するとともに、通級による指導のための加配にかかる地方交付税措置を拡充すること。
- ③ 医療的ケア児に対する人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為に従事する医療的ケア看護職員について、医療的ケア児が在籍する学校で適切な対応ができるよう、定数措置や配置にかかる補助率のかさ上げなど財政支援を拡充すること。
- ④ 小・中学校等の特別支援教育支援員の適切な人員配置を促すため、補助金の創設や地方交付税措置などによる財政支援を拡充すること。
- ⑤ ICTを活用した特別支援教育を充実させるため、特別支援学校の児童生徒の増加に伴うタブレット端末等の追加整備や、機器等の維持、更新等の費用にかかる財政支援を行うこと。
- ⑥ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足を早急に解消する必要があるため、財政支援を拡充すること。
- ⑦ 特別支援学校における児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運営にかかる財政支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- ① 特別支援学級等の学級編制基準の引き下げ
  - 小・中学校において特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加し、特別支援学校を含めた学びの場では、障害の重度化と多様化が進んでおり、個別的な対応が必要な児童生徒が増加しています。
  - 特別支援教育の理念に基づき、障害の重度・重複化や多様化に適切に対応し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな適切な指導と支援を行うためには、現在の学級編制基準による教員の配置では対応が困難になっています。

- こうしたことから、特別支援学級や特別支援学校については、義務標準法等に定める学級編制基準を引き下げ、十分な特別支援教育ができる教員の配置を行う必要があります。

## ② 通級の指導担当教員の定数措置、高校の特別支援教育加配の創設及び財政措置の拡充

- 通級による指導担当教員については、平成 29 年度に義務標準法を一部改正し、対象児童生徒 13 人に対し教員 1 人の割合での定数措置に向けて、令和 8 年度までの 10 年間で基礎定数化が進められているところですが、通級による指導を受ける児童生徒が予想以上に増加し、通級による指導のニーズがさらに高まっている状況の中、自校通級や巡回指導を一層促進するためには、定数措置を早期に実現する必要があります。
- 多様な障害種や障害の程度の生徒が、高校という学びの場で学ぶようになってきていることから、それらの生徒への教育的支援を充実させることが課題となっており、障害により教育上特別の支援が必要な生徒の多様なニーズに対応するために、通常の学級での特別支援教育を推進・サポートするための教員の加配が必要です。
- あわせて、高校における特別支援教育をさらに推進するために、通級による指導のための加配について、地方交付税による財政措置を拡充する必要があります。

## ③ 医療的ケア看護職員の配置にかかる財政支援の拡充

- 医療的ケアが必要な児童生徒は、特別支援学校だけでなく、小・中学校においても増加しているなか、令和 3 年度、医療的ケア看護職員については、名称と業務内容が新たに学校教育法等に規定されましたが、専門性の高い医療的ケア看護職員を確保するためには、医療的ケア看護職員の待遇の改善が大きな課題となっています。
- 医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、専門性の高い医療的ケア看護職員による医療的ケアを確実に受けられるようにするためには、看護師配置にかかる定数措置や国の補助事業の補助率かさ上げなど、さらなる財政支援の拡充が必要です。

## ④ 特別支援教育支援員の配置にかかる財政支援の拡充

- 本県の公立小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、県の実態調査によると、平成 26 年度は 8.3%、平成 29 年度は 7.8%と依然として高い状況にあります。
- このような児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うた



めに、各市町が小・中学校に配置している特別支援教育支援員は、児童生徒の学習及び生活習慣の形成や発達障害のある児童生徒への個に応じた対応等の面で成果を挙げています。

- 平成 28 年度から障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が義務付けされるとともに、障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されることが求められており、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、特別支援教育支援員の果たす役割はますます重要になっています。
- あわせて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を図る必要があることから、公立幼稚園、小・中学校、高等学校等において特別支援教育支援員の適切な人員配置ができるよう、補助金の創設や地方交付税による財政措置を拡充する必要があります。

#### ⑤ 特別支援学校の I C T 環境の整備

- 特別支援学校における I C T 教育の環境については、国の G I G A スクール構想の取組により、通信環境やタブレット端末の整備等を実施し、災害や感染症の発生等の緊急時においても学びを保障できる体制や I C T 機器を活用した一人ひとりの障害の状態に応じた教育の実施ができるようになりました。
- 一方、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については、児童生徒が増加する傾向が続くなかで、これからも端末や通信環境の追加整備が必要になると見込まれます。同時に、特別支援学校の児童生徒が I C T 機器を最大限に活用するために、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた入出力支援装置の整備も必要不可欠です。
- こうしたことから、令和 6 年度以降も特別支援学校の児童生徒の増加に伴う端末等の追加整備や、I C T 機器の導入後の維持、更新等の費用が必要となるため、国の財政措置の継続や拡充が必要です。

#### ⑥ 特別支援学校の教室不足を解消するための財政支援の拡充

- 令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申において、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の制定と教室不足の解消に向けた集中的な取組の推進の必要性が示されるとともに、設置基準を制定する際には、基準を満たさない施設等が直ちに使用できなくなることがないように、国は必要な手当てを講じつつ、設置者は可能な限り基準に適合させるための措置を講じるよう努める必要があるとされました。

- このようななか、令和3年9月に「特別支援学校設置基準」が策定され、幼児児童生徒数に基づく障害種別ごと、学部ごとに必要な最低限の面積や、校舎に備えるべき施設などが定められました。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、在籍者数が増加傾向にあり、教室不足が生じており、早急に教室不足の解消を図るとともに、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」に適合させる必要があることから、施設の新増改築等の補助単価の引き上げを要望します。

#### ⑦ スクールバスの導入及び運営にかかる支援

- 特別支援学校においてスクールバスは、通学を保障するものとして必要不可欠なものです。近年、児童生徒の増加などに伴いスクールバス利用希望者が増えており、座席不足や車内が過密になる状況が生じています。そのようななか、感染防止を目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源として実施しているスクールバスの増便は、車内での多様な障害をもつ児童生徒間の距離を確保することができるため、安全安心な運行にもつながっています。

引き続き、置去防止など安全管理の徹底と感染対策も含め、児童生徒がスクールバスで安全・安心な通学ができる環境を整えるために、スクールバスの導入及び運営にかかる財政支援策の拡充が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局、大臣官房文教施設企画・防災部）

【県関係課】 特別支援教育課、義務教育課、高校教育課

## 36 公立学校施設の整備にかかる財源の確保について

### 【提案・要望事項】

- ① 公立学校施設の整備に当たっては、各自治体が、長寿命化改良事業や大規模改造事業などに、計画的に対応できるよう、十分な財源を確保するとともに、年度の早期から事業を確実に実施できるよう、当初予算において必要な予算額を計上すること。
- ② 高等学校施設の長寿命化及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- ③ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足を早急に解消する必要があるため、財政支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 小中学校等における施設整備は、設置者負担の原則のもと、小中学校や特別支援学校の小中学部の校舎、体育館、寄宿舎の新增築事業には国庫負担金制度が、また、耐震化や老朽化対策、その他教育環境整備事業については交付金制度が国において設けられており、各市町等では、これらの制度も活用しながら施設整備を進めています。
- このようななか、公立学校では、建築後 40 年を超える施設が増加傾向にあり、近年、校舎の天井裏や体育館の外壁などから、モルタル片が落下する事案が発生しているとともに、教育環境の変化等に伴うバリアフリー化等の改装の必要性も増大しており、児童生徒が安全かつ安心して学校施設を利用するための対策が急務となっています。
- 一方、公立学校施設整備にかかる国の予算額は、平成 24 年度以降減少傾向が続いており、令和 3 年度当初予算においては、令和 2 年度当初予算と比較して 470 億円以上減少し、令和 5 年度当初予算においても同水準となっています。何らかの新たな措置がない場合、今後はさらに厳しいものとなることが予想されます。
- また、今後、施設の老朽化対策や耐震化、学校統廃合等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全・安心かつ特色ある教育環境など学校施設の質的向上を図るため、新增築事業はもとより、改築事業、長寿命化改良事業、大規模改造事業、給食施設整備等について、各自治体が計画するすべての事業が年度の早期から確実に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保されることを要望します。

- 高等学校においては、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、令和 2 年度に「香川県立学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な改修・改築等に取り組むこととしていますが、小中学校に比べ校舎等の規模も大きく、多額の負担が必要となってきます。
- また、専門高校などは、産業や地域の発展を支える人材を育成する重要な役割を担っていますが、情報化や人工知能などの急速な進展により、産業構造や社会システムが変化し、必要とされる専門的な知識や技術も一層高度化し、それらに対応した施設整備が求められています。
- さらに、生徒の多様性など新しい時代に対応した特色・魅力ある高等学校づくりのための教育を施設面で支えることが重要であり、これら高等学校における校舎等の改修・改築や産業教育等のための施設整備に対する財政的支援措置の拡充を図ることを要望します。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、在籍者数が増加傾向にあり、教室不足が生じており、早急に教室不足の解消を図るとともに、令和 3 年 9 月に制定された「特別支援学校設置基準」に適合させる必要があることから、施設の新増改築等の補助単価の引き上げを要望します。

【所管府省】 文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、高校教育課、特別支援教育課

## 37 スポーツの振興について

### 【提案・要望事項】

- ① 都道府県が行う選手の発掘・育成・強化などの競技力向上対策や競技施設の充実・機能強化、大会誘致に対する国の支援の強化を図ること。
- ② 生活の一部としてスポーツを取り入れる「スポーツ・イン・ライフ」を推進するため、生涯にわたりスポーツに親しめるよう生涯スポーツ事業に対して支援の充実を図ること。

### 【現状・課題】

#### ① 都道府県が行う競技力向上対策や競技施設の充実

- スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与えるものです。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、国全体の競技レベルが上がっています。本県も、国際大会で活躍するトップアスリートの発掘・育成のための取組を強化しているところですが、今後も、こうした取組が維持・継承されていくことが重要と考えています。
- 本県では、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、優れた素質を持つ小・中学生を発掘し、育成・強化を行い日本代表へとつなぐシステムをいち早く構築してきました。パラリンピックについても、有望な選手を強化指定し、競技力向上の支援に取り組んでいます。今では、こうした取組は全国的にも実施されており、令和6年度以降もこれらを継続・推進していくことが競技力向上には不可欠であると考えます。そこで本県が実施している競技力向上対策をさらに進めていくためには、優秀な指導者によるプログラムの実施に対する国の財政的支援が必要です。
- また、競技力の向上を図るためには、レベルの高い試合を身近に観戦できる環境や、各競技団体が要望する新たな競技大会を開催できる環境を整える必要があることから、県立スポーツ施設の充実や機能強化、大会誘致に対する国の支援を要望します。

#### ② 生涯スポーツ事業の充実

- 国民が生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送るためには、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整備していくことが重要です。誰もがスポー

ツに興味・関心を持ち、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる機会を提供するため、本県では、スポーツ振興くじ助成を受け県民スポーツ・レクリエーション祭など、スポーツイベントを開催しています。今後も、多様な事業を展開していくその財源として鍵となる本助成金の拡充を要望します。

- 生涯スポーツ活動を推進していくうえで、地域のスポーツ活動の拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」の役割は今後ますます重要になり、本県でも、学校における運動部活動の地域移行の受け皿としても大いに期待しているところであります。一方、その運営には都市部と比較して指導者の確保や施設の充実など地方特有の課題も多く、これらの課題解決を図ろうとするためには、地方にあるクラブは過大な財政負担を強いられることとなります。そのため、令和4年度から運用開始された総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を推進するための体制づくりや、継続的な登録・認証に向けたインセンティブ制度の導入など、クラブの運営、活動支援を一層充実させるための財政的支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁）

【県関係課】 保健体育課、障害福祉課

## 38 文化財の修復等にかかる財政的支援の拡充について

### 【提案・要望事項】

各自治体が作成する「文化財保存活用地域計画」に記載された文化財の保存と活用を進めるため、

- ① 国指定文化財の修理等に対する補助の優遇措置や、登録文化財の修理事業における補助対象範囲の拡大を行うこと。
- ② 自治体指定文化財・未指定文化財の修理等に対する新たな財政的支援を行うこと。
- ③ 対象となる文化財について、規制緩和や税制優遇措置を図るよう、関係省庁に働きかけること。
- ④ 過疎地域の自治会等が所有する文化財の修理等に対する地元負担を軽減するための財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 平成31年4月に施行された改正文化財保護法による文化財の保存・活用に関する新たな枠組みを踏まえ、本県では令和2年度に文化財保存活用大綱を策定しました。本県ではこの大綱に基づき、市町に文化財保存活用地域計画の作成を促しており、令和4年12月には、小豆島町の地域計画が国の認定を受けました。今後、計画を作成した市町では、計画作成を交付条件とする文化庁の各種補助金や優遇措置を受けつつ、地域計画の記載内容に沿った具体的な事業に取り組んでいくこととなります。
- 地域計画に基づく保存・活用事業が増えることが予想されることから、文化財保護にかかる予算総額と補助率上限の拡充、採択件数の増加が必要です。特に、所有者の経済的負担が大きく、維持管理が難しい現状にかんがみ、地域計画で関連文化財群に位置付けられた国指定文化財の修理等に対する補助率加算等の優遇措置の一層の充実、また、登録文化財の修理事業における工事費等への補助対象範囲の拡大が必要です。
- 関連文化財群に位置付けられた自治体指定文化財や未指定文化財においては、便益施設設置など、活用のための整備は補助対象となりましたが、維持管理には大きな経済的負担が伴うことから、修理等についても補助対象とすることが必要です。

- 関連文化財群に位置付けられた建造物（自治体指定・未指定）について、活用の幅を広げるために、必要に応じて国宝や重要文化財等と同様に建築基準法の自動的適用除外となるよう、また、関連文化財群に位置付けられた自治体指定の文化財、未指定文化財について、所有者の経済的負担を軽減するために、相続・贈与に伴う控除等、重要文化財等と同様に税制上の優遇措置がとられるよう、関係省庁に働きかけることを要望します。
  
- さらに、過疎地域の自治会等が所有する文化財を保存修理する際に必要となる地元負担金は、文化財種別によっては多額となり、個人が多額の経費を負担せざるを得ない事例も頻発していることにかんがみ、思い切った財政支援策を講じるよう要望します。

【所管府省】 文部科学省(文化庁)

【県関係課】 生涯学習・文化財課



## 39 全国高等学校総合文化祭の開催にかかる支援の充実について

### 【提案・要望事項】

文化部活動に取り組む高校生の国内最大の祭典である全国高等学校総合文化祭が安定的かつ持続可能な形で大会が開催できるよう財政支援の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 全国高等学校総合文化祭は、「文化部のインターハイ」とも呼ばれ、全国から約2万人の高校生に加えて、「国際交流事業」として海外の高校生も来県するなど、高校生の創造性の向上や相互交流を深める場としてほかに比肩しうるものがなく、また、「日本音楽部門」のように部活動によっては、この大会が唯一の全国大会となっている重要な大会です。そのため本県としても、高校生が日々取り組んできた努力の成果を発表できる好機であり、地域の文化活動の活性化にもつながる本大会を成功に導くために、令和7年度の開催に向け鋭意準備を進めているところです。
- 一方で、全国高等学校総合文化祭は、ブロック単位の複数都道府県で共同開催している全国高等学校総合体育大会と異なり、各都道府県が持ち回りで単独開催をしている行事であるため、開催自治体にとっての財政負担は少なくはない状況です。
- 加えて、昨今のコロナ禍による自治体の財政悪化やロシアのウクライナ侵攻による世界経済の成長減速、インフレ等の影響を受け、資材の高騰等があり、自治体の財政状況は益々厳しくなっている状況です。
- 文化庁からは、これまでも大会開催に対し、一定の支援をいただいておりますが、本大会を今後も持続可能なものにしていくためには、より一層の財政支援を要望します。

【所管府省】 文部科学省（文化庁）

【県関係課】 生涯学習・文化財課、高校教育課

## 40 児童福祉の推進について

### 【提案・要望事項】

#### ① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策の強化に向け、児童相談所及び市町村の体制強化、保護者指導等が行える児童福祉司等の専門的人材の確保や育成、一時保護所の充実等の機能強化に向けた財政支援を充実させること。医師、弁護士等の専門職について、国の責任において十分な確保対策を講じるとともに、配置にかかる財政支援を充実させること。

また、切れ目のない相談・支援体制を確保するため、全国の児童相談所などで共通して活用でき、実効性を有するアセスメントツールの開発など、自治体をまたがる児童虐待事案に確実に対応できる仕組みづくりを一層進めること。

さらに、施設等への措置費、一時保護委託費にかかる財政支援を充実させ、社会的養育体制の充実を図ること。あわせて、虐待を理由とした施設入所措置にかかる児童措置扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

#### ② 児童福祉法等の一部を改正する法律への対応

児童福祉法等の一部を改正する法律について、児童相談所が一時保護を開始する際の司法審査における資料作成等の手続きの簡便化など、法改正に伴う新たな事業や仕組みについて、早期に具体的な内容や基準を明示するとともに、制度設計にあたっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、地方公共団体が新たに行うこととなる事務に要する経費については、十分な地方財政措置を講じること。

### 【現状・課題】

#### ① 児童虐待防止対策の強化

○ 児童相談所における児童福祉司等の配置については、地方交付税措置の改善がなされているものの、児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移するとともに、対応困難な事案が増加しており、改正児童福祉法施行令において、児童福祉司等の配置標準がさらに引き上げられていることから、一層の体制強化及び専門性強化に向けた保護者指導等が行える人材の育成や、一時保護所の充実をはじめとした児童相談所の機能強化のための支援策の検討及び財政措置を含めた環境整備が求められます。

○ また、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、すべての市町村は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、これらを一体的に運営する「こども家庭センター」の設置が求められており、市町村職員の専門性向上のための支援や、人員確保のための継続的な財政支援が必要となっています。

- さらに、自治体をまたがる転居を伴う児童虐待事案については、全国的に共通の認識のもとで、確実に対応する必要性があることから、児童相談所と関係機関の間でリスク評価の統一に活用でき、実効性を有するアセスメントツールの開発、虐待対応にかかる判断基準の作成などの環境整備が必要です。
- 児童相談所への医師及び弁護士配置については、地方によっては偏在が大きく、虐待等に精通した人材の確保が困難であることから、非常勤や兼務による配置を認めるなど、地域の実情に沿ったものとするとともに、国の責任において、十分な確保対策及び財政措置を講じることが必要です。
- また、児童虐待への対応強化に伴い、一時保護や施設入所措置、里親委託等の必要な児童の増加が見込まれることから、社会的養育体制の充実に向け、児童入所施設措置費について、一層の財政措置の充実に求められます。
- さらに、虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難を極めますが、児童措置費扶養義務者負担金が問題を一層複雑にしている現状があり、虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、国において負担金の減免制度を検討する必要があります。

## ② 児童福祉法等の一部を改正する法律への対応

- 児童福祉法等の一部を改正する法律について、児童相談所が一時保護を開始する際の司法審査における資料作成等の手続きの簡便化や、児童にわいせつ行為を行ったことにより登録が抹消された保育士の情報にかかるデータベース構築など、法改正に伴う新たな事業や仕組みについて、早期に具体的な内容や取り扱いを明示するとともに、制度設計にあたっては、地方の意見を十分に踏まえる必要があります。
- また、地方公共団体が行うこととなる新たな事務について、人員体制に要する経費を含め、所要額を適切に見込んだうえで、十分な地方財政措置を講じる必要があります。

【所管府省】 こども家庭庁（支援局）

【県関係課】 子ども家庭課

## 41 認知症施策の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 認知症施策推進大綱に沿った認知症施策を着実に推進できるよう十分な財源措置を講じること。
- ② 国において認知症予防に関する研究を進め、認知症の発症予防に関する取組手法の確立を図ること。
- ③ 認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の研修体制の充実を図るとともに、財政措置の充実確保を図ること。
- ④ 認知症疾患医療センターの運営財源を確保すること。
- ⑤ 若年性認知症支援コーディネーターの運営に関する支援を行うとともに、若年性認知症の人の発症初期段階から本人の症状にあわせた就労支援等を行うこと。

### 【現状・課題】

- 高齢化の進展に伴い、本県においても認知症高齢者が増加しており、第8期香川県高齢者保健福祉計画の策定に当たり、本県の65歳以上推計人口に認知症施策推進大綱（概要）に示されている認知症有病率を乗じて試算したところ、本県における認知症高齢者の数は、令和7年には約5万4千人、令和22年には約6万3千人となる見込みです。

国においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症施策が総合的に推進されているところであり、今後も認知症施策を着実に推進できるよう引き続き十分な財源措置を講じることが必要です。
- 認知症については、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援や、早期からの適切な診断や対応はもとより、認知症の発症を遅らせるよう早くから予防に取り組むことが必要です。本県では、平成28年度から、新オレンジプランにおいて認知症予防に効果があるとされる「運動・栄養・社会交流」の三位一体による認知症予防を全県展開・普及する「認知症予防三位一体推進事業」に取り組んでいます。国においては、いまだ病態解明が不十分である認知症の根本的治療薬や予防法についての研究を引き続き強力に進める必要があります。

- 市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置付けられている認知症総合支援事業に関し、早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームや、医療機関・介護事業所間の連携、認知症の人や家族の支援などを行う認知症地域支援推進員について、引き続き必要な地域に配置できるよう研修体制の充実と財政措置が必要です。
- 地域の認知症治療の中核となる認知症疾患医療センターの運営にかかる補助金については、医療機関との信頼関係や事業の執行に支障がないよう、引き続き、十分な財源措置を講じ、運営財源が確保されることが必要です。
- 認知症施策推進大綱において、若年性認知症の人の医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、「若年性認知症支援コーディネーター」を都道府県ごとに設置することとされ、本県においても平成 29 年度から設置しているところです。若年性認知症の人については、生活費や子どもの教育費など経済的な問題も大きく、障害者手帳を受ける前の発症初期段階から雇用の継続、就労などについて適切な支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## 42 健康づくりの推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 生活習慣病を予防し、健康の保持増進と医療費の適正化を図るためには、子どもの頃からの生活習慣病予防対策が必要である。本県では、小学生及び中学生を対象とした血液検査を実施するなど、生活習慣の改善に向けた先駆的な取組を進めており、国において財政的、技術的支援を行うこと。
- ② 小・中学生を対象とした血液検査については、全国的規模で調査を行うことがより有効な対策の検討につながるため、国において制度化を検討すること。
- ③ 血液検査により得られたデータを分析のうえ、各学校における指導を充実させるために、これを担う養護教諭や栄養教諭の増員を検討すること。
- ④ 思春期の女子に多く発症する脊柱側弯症、スマートフォンやインターネット利用の低年齢化による影響が大きい眼の疾患について、専用の検査機器を使用して早期に発見できるよう、健康診断体制の整備のための財政支援を講じること。

### 【現状・課題】

- 生活習慣病の死亡割合や医療費に占める割合が高いなか、生活習慣病対策は喫緊の課題です。生活習慣病を予防するためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけるとともに、指導が必要な子どもに対しては、早期に対応して健康な状態に戻す必要があります。
- 本県では、平成24年度から、市町が実施する小学生を対象とした生活習慣病予防健診の血液検査に要する経費に対して補助を行っておりますが、こうした取組のなかで、約1割の子どもに肥満や脂質異常があり、これらは、不適切な食習慣や運動不足と関連が深いことが分かっています。この結果を受けて、学校保健と地域保健が連携協力して、効果的な保健指導を行うための学校関係者等に対する研修や保護者・児童に対する出前講座などの取組を進めるとともに、香川大学医学部と連携し、大学や本県で作成した健康教育用のDVD等を活用して予防健診の事前・事後指導なども全県的に展開しているところです。
- 加えて、小学生の時から思春期に至るまでに肥満を改善しないと、将来の2型糖尿病の発症に大きく影響することから、令和元年度からは、中学生にも対象を拡大し小児生

活習慣病予防健診を実施しており、未来を担う子どもたちの健康を守るための先駆的な取組として国の財政的・技術的支援が必要です。

- また、香川大学医学部においては、本県の小児生活習慣病予防健診を活用して、家族性高コレステロール血症を早期に発見し、治療を行う臨床研究を進めており、今後国において、全国的な規模で小・中学生の血液検査を行うことにより、より有効な対策の検討や研究の一層の進展につながるという効果が期待できます。
- 血液検査により得られたデータを分析のうえ、各学校において児童生徒の心身の健康に関する課題や食に関する指導の充実を図るため、これを担う養護教諭や栄養教諭の増員などについて国の支援をお願いしたいと考えています。
- 思春期の女子に多く発症する脊柱側弯症については、学校での健康診断時に学校医の視診や触診を中心に実施していますが、早期発見のためには、より正確で、均質な検査を行うことが求められるため、学校での健康診断を行う検査機関に対する検査機器の導入や、デジタル技術を活用した正確な診断ができる体制の早期整備への財政支援や検診方法の見直しとともに、こうした検査を受ける場合に保護者の負担が生じないような仕組みづくりが必要です。また、医療を提供する整形外科医などに対する、脊柱側弯症に関する正しい情報・知識の周知や継続的な治療が受けられる脊柱側弯症専門病院も各都道府県に必要です。
- スマートフォンやインターネット利用の低年齢化が進むとともに、子どもたちの視力低下、乱視や斜視等、眼の疾病の多様化が今日の健康課題となっています。また、今後はデジタル教科書の導入を推進していく上からも、眼の疾病をより早期に発見する健康診断体制が求められることから、検査機器の導入や検査体制の整備に対する学校や検査機関への財政支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（健康局）、こども家庭庁（成育局）、  
文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】健康福祉総務課、保健体育課

## 43 医療・介護の総合的な充実確保について

### (1) 地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用

#### 【提案・要望事項】

- ① 地域医療介護総合確保基金については、医療・介護従事者の確保や介護施設の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する事業を継続して実施するため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な財源を確保すること。
- ② 対象事業について、市町や関係団体等と十分な検討・調整のうえ、年度当初から事業執行できるよう、事業メニュー提示から交付決定までの国のスケジュールをできるだけ早期化すること。
- ③ 当該基金の執行に当たっては、地域の実情に応じて、事業区分間や年度間での調整を柔軟にできる制度とすること。特に、医療分においては、区分1-1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」及び区分1-2「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に重点配分する方針が示されているが、地域医療構想の達成には、区分1-1及び1-2のほか、「居宅等における医療の提供に関する事業」（区分2）、「医療従事者の確保に関する事業」（区分4）も併せて実施する必要があることから、区分間の配分は、都道府県の要望額に応じたものとする。また、単年度の補助制度ではなく、基金の活用というスキームのメリットを生かせるよう、執行残について次年度に簡易に反映できるようにするなど年度間での変更手続きの簡素化を図ること。
- ④ 個別の基金事業は、地方の実情に応じて自主性を反映できるよう、事業メニューや実施要件等を見直し、効果的な事業執行を可能にすること。

#### 【現状・課題】

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分を活用し、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、平成26年度に各都道府県において設置され、国2/3、都道府県1/3の負担割合で同基金への積み立てが行われていますが、医療・介護従事者の確保や介護施設等の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する重要な事業に継続的・計画的に取り組むため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な額を確保することが必要です。
- また、基金にかかる毎年度の国の交付金の内示及び交付決定は、これまでのところ、多くは年度後半となっていることから、基金規模の見通しが立たないという、当初予算編成に間に合わないことから補正予算対応を余儀なくされており、基金事業を年度当初から早期に執行することができません。基金事業を効率的に実効性のあるものにするため、手続きを見直すなど、国のスケジュールをできるだけ早期化する必要があります。



- さらに、地域医療介護総合確保基金の執行に当たっては、6つの事業区分間や、年度間の調整を柔軟にすることにより、基金制度のメリットを生かせるよう、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。特に、医療分においては、区分1に重点配分する方針が示されており、都道府県の区分2及び4の要望額は全国的に大幅な減額調整が行われ、真に必要な額を確保することが困難な状況です。病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても併せて推進する必要があります。区分1のみを重点配分するのではなく、都道府県の要望額に応じた配分とする必要があります。

また、毎年度、県計画の策定・変更を必要とする現在のスキームは、補助金事業以上に事務手続きが煩雑となっており、基金制度のメリットを生かせられていないと考えられます。そのうえ、執行残額の取り扱いについても、現段階では介護施設分の取り扱いについて国から方針が示されていないこともあり、年度間での変更手続きの簡素化を図っていく必要があります。

- 医療分については、平成29年度計画から、原則として国が設定した標準事業例や標準単価に基づき事業を計上することとされており、地域の実情に応じた基金事業の実施に支障がでる懸念があります。また、介護従事者確保分については、一部の事業メニューにおいて、従前の国庫補助事業の振替事業に限定されていたり、事業所等への補助要件や補助金額が国で設定されるなど、地域がそれぞれの実情に応じて実施することが困難な場合があります。個別の基金事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局、老健局）

【県関係課】医務国保課、長寿社会対策課

## (2) 地域医療構想及び病床機能報告

### 【提案・要望事項】

- ① 地域医療構想の実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実等を促進するため、一層の診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、国は、引き続き都道府県と十分に協議のうえ検討すること。
- ② 地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療構想の達成に向けて医療機関の事業縮小を行う場合に、既に国庫補助金等の交付を受けて取得した財産の処分について、国庫納付を条件とせず、財産処分の承認をすること。
- ③ 病床機能報告制度について、都道府県間で比較可能な形で定量的な基準を導入し、実情をより反映できるような報告制度とするために、国として一定のガイドラインを示すこと。

### 【現状・課題】

- 平成 27 年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成 28 年 10 月に香川県地域医療構想を策定し、その構想の実現に向けて、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うこととしています。
- 地域医療構想で目指すべき将来像は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保とされていますが、国においては、その実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実を推進するための診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、引き続き、都道府県と十分に協議のうえ検討する必要があります。
- 国においては、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、地域医療介護総合確保基金の対象事業の取り扱いを整理し、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用についても、対象事業としたところでもあります。  
しかし、既に国庫補助金等の交付を受けた建物の改修、取壊しが想定されることから、事業の円滑な推進を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するためには、国庫納付を条件とせず、財産処分を承認する必要があります。

- 地域医療構想調整会議では、毎年度の病床機能報告制度の報告内容と地域医療構想における必要病床数を比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討し、医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整していくこととなります。  
しかし、現状の病床機能報告制度については、病床の機能を区分する定量的な基準がないこと、病棟単位の報告となっていること等、地域医療構想における必要病床数と比較するうえで課題があります。
- 国の通知によると、病床機能報告について、各都道府県で地域の実情に応じた定量的な基準を導入するとされています。これを受けて、本県では、令和元年度から、入院患者実績調査を実施し、病床単位で入院実績を基に機能別の病床数を把握し、地域医療構想調整会議での協議に活用しております。しかしながら、都道府県ごとに異なる定量的な基準が導入されることで、都道府県間での地域医療構想の推進状況の比較が困難となることや、病床機能報告制度が現状のままであることで、定量的な基準を適切に病床機能報告に反映できない事態が想定されます。
- 今後、国においては、病床機能報告制度について、医療機関の有する医療機能の実情をより反映できる制度となるよう、また、将来的には、都道府県間の基準に大きな差が生じない定量的な基準に基づく客観的な報告制度とすべく、病床機能報告に定量的な基準を導入するに当たっての一定のガイドラインを示すとともに、すべての都道府県が追加の負担なく活用可能なデータ分析にかかる支援を行う必要があると考えます。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

### (3) 看護職員の確保対策の充実・強化

#### 【提案・要望事項】

- ① 令和4年10月から診療報酬において、地域で一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を3%程度引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されたが、対象となる医療機関が限定されていることから、条件を付すことなく、すべての医療機関に勤務する看護職員を対象とした処遇改善策を講じること。
- ② 都道府県が実施する看護職員の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援措置を充実すること。

#### 【現状・課題】

- 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げ等として、看護については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、まずは、収入を1%程度引き上げるための措置を講じるとされました。
- これを受け、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象として、令和4年2月から9月については、看護職員等処遇改善事業補助金により、収入を1%程度（月額4000円）の引き上げを行い、令和4年10月以降については、診療報酬において、収入を3%程度（月額12,000円）引き上げるために看護職員処遇改善評価料が創設されました。
- しかし、「地域でコロナ医療など一定の役割を担う」とされていながら、実際に対象となるのは、救急医療管理加算の届出をし、かつ年間200台以上の受け入れ件数がある医療機関等に限定されています。
- 看護職員は、患者やその家族の最も身近なところで直接的なケアを提供し、一人ひとりが高い使命感を持って看護を実践しておりますが、使命感だけでは過酷な勤務を長く継続することが困難であることも事実です。少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれる中、保健、医療、福祉、介護の各領域で看護職員の活躍が期待されていることから、看護職員をその従事する場所で区別することなく、すべての医療機関に

勤務する看護職員を対象に処遇改善策を講じることで、看護職が魅力を持ち、生涯を通じて働くことのできる職業として認知されるよう、すべての看護職員の処遇改善への支援策を講じる必要があります。

- 他方、本県の人口 10 万人当たりの看護職員数は、令和 2 年 12 月末時点で 1,651 人と、全国平均の 1,241 人を上回っていますが、圏域別に見ると大川圏域では 1,185 人と全国平均を下回る状況にあり、地域的な偏在があります。
- また、本県の看護職員離職率は 9.4%と、全国平均の 11.6%を下回っていますが、新卒看護職員の離職率は 17.1%と、全国平均の 10.3%に比べて高い水準にあります。このため、引き続き若手看護職員の確保や定着及び医療技術の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員を養成することが求められています。
- 看護職員の地域偏在、新卒看護職員の離職率の動向や新興感染症に対応できる高い技能を持つ看護師の養成確保など、本県における課題に対して、地域医療介護総合確保基金を活用して、看護職員の資質向上を図るための研修や離職防止をはじめとする看護職員の確保の推進、医療機関と連携した看護職員確保対策の推進、看護職員の就労環境改善のための体制整備を行っており、今後とも、これらの対策を継続的、安定的に実施できるよう長期的な観点から財源確保を図る必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

## (4) 介護人材の処遇改善

### 【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、介護人材の不足は、必要な介護サービスに支障を生じ、介護保険制度の持続を困難とすることから、介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、各事業者における処遇改善の効果が確実に介護職員に及ぶよう、また、利用者負担が発生しないよう、適宜制度の見直しを行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県では、人口減少が進むなかで高齢化率が全国平均を上回り、今後も団塊の世代が高齢期を迎えることから、一層、高齢化が進み、要支援・要介護者の増加が予想されています。しかし、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより離職率が高い状況にあり、今後の労働力人口の減少に伴い、人材不足が深刻化するものと懸念されます。
- 賃金改善の対策としては、平成 21 年度に導入された「介護職員処遇改善交付金」が、平成 24 年度からは介護報酬のなかで人件費を加算する「介護職員処遇改善加算」として継続され、平成 27 年度からは、従来の介護職員処遇改善加算を維持したうえで、一定要件を満たす場合に月額 1 万 2 千円相当が上乗せされ、平成 29 年度からは、介護報酬の改定を 1 年前倒しし、経験や資格等に応じ昇給制度を導入する場合さらに月額 1 万円相当額が上乗せされました。

また、令和元年度に創設された介護職員等特定処遇改善加算では、他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能を持ったリーダー級の介護職員に重点を置いた処遇改善が行われました。

さらに、令和 4 年 10 月からは、介護職員等の収入を 3 % 程度引き上げるため介護職員等ベースアップ等支援加算により、介護職員の処遇改善がより一層図られたところです。
- 厚生労働省の令和 3 年度介護従事者処遇状況等調査結果によると、令和 3 年 9 月時点の「特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）」を取得している介護事業所で働く常勤介護職員の平均給与額は 286,850 円で、前年同月に比べ 5,460 円の増となっており、一定の成果は見られますが、加算を取得していない事業所における「加算を取得しない理由」の 49.5%が「事務作業が煩雑」、29.4%が「利用者負担の発生」となっています。

- 国においては、これら加算等の効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を介護職員が実感し、介護職員の確保・定着につながるよう、必要な見直し等を講じるとともに、介護職員の処遇改善に対して恒久的支援策を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## (5) 持続可能な介護保険制度の構築等

### 【提案・要望事項】

- ① 介護保険財源にかかる保険料と国・地方の負担割合を見直すこと。
- ② 介護離職ゼロ施策推進に伴う介護保険料上昇の抑制にかかる配慮をすること。
- ③ 介護保険制度の見直しにおいては、地方の意見を尊重すること。
- ④ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金について、当該年度に余剰となった交付金については、基金に積み立てて次年度以降にも活用を認めるなどの弾力的な措置を講じること。

### 【現状・課題】

- 本県では、高齢化が進展するなか、要介護等認定者数も年々増加しており、総給付費についても、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年度には、制度開始当初の平成12年度と比較して約3.1倍に膨れ上がる見込みです。  
要介護等認定者やサービス見込量は、今後もさらに増加すると見込まれており、費用額の増大に伴い、高齢者の介護保険料負担や税財源の乏しい自治体の負担が大きくなり、このままでは介護保険財政自体が破綻することが懸念されています。
- 本県においても、「介護離職ゼロ」を目指す政府の方針も踏まえ、施設サービスと在宅サービスの役割分担やバランスを図りながら計画的な基盤整備を進めてまいりますが、一方で、施設等の整備に伴う各市町の介護保険料の急激な上昇を懸念する意見もあります。
- 現実に生じる深刻な課題への対応については、地方の意見を十分に尊重して、地域包括ケアシステムの構築を一層推進し、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、今後とも制度の改善を図る必要があります。
- 保険者機能強化推進交付金については、これまで高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための各種事業の事業費に充当してきたところです。また、令和2年度からは、介護保険者努力支援交付金が新たに創設されたところです。  
しかしながら、市町村への交付金と異なり、都道府県への交付金の場合、当該年度事



業の事業費に充当しなかった交付金については国へ返還することとされており、市町村を安定的に支援するためには、当該年度に余剰となった交付金について、基金に積み立てて次年度以降も活用を認めるなど、弾力的な措置を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## (6) 国民健康保険制度の改革

### 【提案・要望事項】

#### ① 国民健康保険の都道府県単位化

国民健康保険制度については、財政の安定化や保険料の平準化を図る観点から、国が全国レベルで一元化すべきものである。平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となっているが、新制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。

また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、令和 6 年度以降もその機能を引き続き維持すること。

#### ② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

就学後の子ども医療のみならず、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者等医療など地方単独事業の実施に伴う療養給付費等負担金及び調整交付金の減額措置は極めて不合理な措置であるため、直ちにすべて廃止すること。

### 【現状・課題】

#### ① 国民健康保険の都道府県単位化

○ 平成 30 年度から国民健康保険制度が都道府県単位化され、都道府県は財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、新制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することが必要です。

○ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要です。

#### ② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

○ 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置は、就学後の子ども医療だけでなく、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者等医療など本県でも推進している福祉施策の非常に大きな阻害要因となっています。

○ 本県における、国保の減額調整措置による影響は、令和 3 年度は 588,503 千円（重度心身障害者 531,535 千円、母子 39,817 千円、就学後の子ども 17,151 千円）であり、依然として減額調整措置は国保財政に重大な影響を及ぼしています。

- 地方自治体の懸命な取組を阻害する極めて不合理的な措置であるため直ちに廃止すべきです。

【所管府省】厚生労働省（保険局）

【県関係課】医務国保課

## (7) 救急医療対策の充実

### 【提案・要望事項】

- ① 二次救急医療機関と三次救急医療機関の間の救急医療体制における役割分担を踏まえ、地域の救急医療への貢献度に応じた収入が確保できるよう、診療報酬制度等を見直すこと。
- ② 重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる小児救命救急センターのうち医療計画に位置付けられている医療機関については、地域にとって必要な役割を果たせるよう、救命救急入院料の算定を可能とするなど、支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 救急医療については、「救急医療体制基本問題検討会報告書」（平成 9 年 12 月厚生省）に基づき、一次救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関が役割分担しつつ協力して対応することとされています。国においては、この役割分担を前提として、救急医療機関に対する補助金や診療報酬などの支援措置を講じています。
- 医療の高度化に伴い、二次救急医療機関については、相当に高度な医療が提供できる医療機関がある一方、重症度の高い患者には対応できない医療機関もあり、地域の救急医療体制において果たしている役割にばらつきがあります。
- このため、高度な医療の提供できる二次救急医療機関については、三次救急医療機関と同程度の医療を提供しているにもかかわらず、他の二次救急医療機関と同程度の診療報酬制度等しか受けられないため、地域の救急医療体制において果たしている役割に比して支援が不十分となっています。
- また、小児救命救急センターの設置数は、全国で 19（R5.4.1 時点）と少ないなか、本県では近県も含め、重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる四国で唯一の小児救命救急センターを設置している医療機関があります。
- 当該病院は、小児医療分野における救命救急センターであるものの、救命救急入院料の算定ができず、地域の救急医療への貢献度に応じた支援が受けられない状況にあります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

## (8) 骨髄等移植ドナーに対する支援の充実

### 【提案・要望事項】

骨髄等の移植を一層推進するため、ドナー休暇制度の法整備化を図るとともに、ドナー助成制度を創設すること。

### 【現状・課題】

- 骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり実施されており、骨髄等の提供に際しての検査、入院等に伴う交通費、医療費等にかかるドナーの自己負担はなく、万一、骨髄等の提供に伴い健康被害が生じた場合であっても日本骨髄バンクの団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの物心両面における負担軽減について様々な取組が行われています。
- そのようななか、骨髄バンクのドナー登録者の患者とのHLA適合率は9割を超えています。そのうち移植に至るのは6割程度に留まっています。  
その原因としては、ドナーの健康上の問題のほかに、提供にかかる事前の通院や入院等のためのドナー休暇制度の導入が、一部の企業等にとどまっていることなどに問題があるとされています。そこで、本県においては、ドナー休暇制度を持つ県内企業を広く県民に周知するなど、ドナー休暇制度の普及促進に取り組んでいます。
- また、骨髄等を提供する善意の意思が尊重されるよう、現在、地方自治体においてドナー助成制度を設ける動きが広がっており、本県においても、平成30年度より助成制度を設け、当該助成事業を実施する県内市町への補助を実施しています。
- 骨髄バンクはそもそも全国的な仕組みであり、骨髄等の移植を一層推進するためには、国において、ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境整備を図ることが必要です。

【所管府省】厚生労働省（健康局）

【県関係課】医務国保課

## (9) 死因究明の推進

### 【提案・要望事項】

疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断がすべて実施されるよう、異状死死因究明支援事業を全額国費とするなど、財政上の支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 令和元年6月に成立した「死因究明等推進基本法」（以下「基本法」という。）は、公衆衛生の向上をその目的の根底として位置付け、死因究明等に関する施策を推進するため、国と地方公共団体の責務を明らかにしており、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することとされています。
- 基本法に基づき、令和3年6月1日に死因究明等推進計画が閣議決定され、本県でも死因究明等推進協議会を設置し、死因究明施策について協議を行っているところです。
- しかし、公衆衛生の向上・増進等を目的としたすべての死因究明が、地域に関わらず、また、資源の不足等を理由とすることなく、専門的科学的知見に基づいて達成されるためには、解剖や死亡時画像診断などの施策は、都道府県単位ではなく、国の責任において実施すべきです。
- そのため、疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断の費用負担については、異状死死因究明支援事業を拡充し、全額国費とするなど、死因究明の推進を図るための財政上の支援を拡充することが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課、警察本部会計課

## (10) 生涯を通じた歯科健診の推進

### 【提案・要望事項】

高齢期において健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯科疾患や歯の喪失を予防することを目的として、健康増進法に基づく歯周疾患検診について、現在の対象年齢（40歳、50歳、60歳、70歳）だけではなく、40歳未満の年齢にも拡大するとともに、5歳刻みの年齢で実施するなど、国において、歯周病の早期発見及び予防を図るための制度の拡充を検討するとともに、財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 歯周病は、糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎など、身体の様々な病気に関わっていることから、歯と口腔の健康を維持することは生活習慣病等を予防及び改善するうえでも極めて重要です。
- 本県の調査では、25～34歳における進行した歯周炎を有する者の割合は30.4%であり、厚生労働省の平成28年歯科疾患実態調査においても、25～34歳における進行した歯周炎を有する者の割合は32.4%という状況です。また、県の調査では50歳代における進行した歯周炎を有する者の割合は57.1%、国の調査においても50～54歳における進行した歯周炎を有する者の割合は54.1%で、50歳代において2人に1人以上が進行した歯周炎を有しています。
- このような状況にもかかわらず、高校卒業後から39歳までの者に対しては現在、健康増進法において歯周疾患検診の対象とされておらず、歯科健診体制が十分整備されていません。また、40歳以上に対しては、歯科健診や適切な保健指導を行う機会を増やすことにより、歯周病有病率の減少を図ることが必要です。
- これらのことから、国において、歯周疾患検診の対象年齢を40歳未満の年齢にも拡大するとともに、5歳刻みの年齢で実施するなど、歯科健診及び適切な保健指導を行う機会を拡充するとともに、適切な財政的支援が必要です。

【所管府省】 厚生労働省（医政局、健康局）

【県関係課】 健康福祉総務課

## (11) 物価高騰への支援の拡充

### 【提案・要望事項】

医療機関や社会福祉施設等における原油価格や物価高騰による支出増加の影響を、経営実態調査等により個別・具体的に把握し、公的価格等の改定を行うこと。

### 【現状・課題】

- 今般の物価高騰により、医療機関や高齢者、障害者、子ども・子育て、社会的養護、生活困窮者支援などすべての施設種別において、水道光熱費や燃料費、食材費等の負担が上昇しており、この影響が長期化すれば経営に甚大な影響が生じることが危惧されています。
- 医療機関や社会福祉施設等は、国が定める公的価格等により経営するものであり、利用者の経済状況をかんがみれば原油価格や物価高騰の影響を価格に転嫁することはできず、経営努力のみで対応し続けることが困難な状況にあります。
- ついては、安心・安全かつ質の高い医療・福祉サービスの提供を継続するため、地方公共団体の個別対応とすることなく、全国統一的な対策となるよう今後の診療報酬、介護・障害報酬、公定価格、措置費等の改定において、経営実態調査等により物価高騰の影響を個別・具体的に把握し、公的価格等に適切に反映することが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（医政局、健康局、社会・援護局、老健局）、  
こども家庭庁（支援局）

【県関係課】 健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、  
子ども政策課、子ども家庭課



## 44 障害者支援の充実について

### (1) 地域生活支援事業の財源確保

#### 【提案・要望事項】

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、事業費の増加が見込まれるが、国の国庫補助金にかかる予算が地方の実情を反映した規模に達していないため、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう必要かつ十分な財源措置をとること。

#### 【現状・課題】

- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力や適性に  
応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障害者等の  
ニーズを踏まえ、県及び市町が地域の実情に応じた柔軟な事業形態により実施する事業  
であり、国は、同法第95条第2項第2号の規定により、予算の範囲内において、その費  
用の100分の50以内を補助することとされています。
- 本県の地域生活支援事業の実施状況をみると、地域生活支援事業の補助対象となる事  
業内容が追加されるなか、県及び市町ともに、多額の事業費を計上しており、今後も、  
障害者等が地域で安心して暮らせるための支援を充実させていくことが必要であること  
から、地域生活支援事業の事業費は増加することが見込まれます。
- しかしながら、本県の令和4年度決算見込みにおける地域生活支援事業の総事業費に  
占める国庫補助金の割合は、県分40.1%、市町分31.0%となっており、国における財源  
措置が地方の実情を反映した規模に達していないため、県及び市町の負担が増大し、地  
方財政が圧迫されています。
- こうしたことから、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう、障害者総合支  
援法の趣旨にかんがみ、地域生活支援事業について、国において必要かつ十分な財政支  
援措置を講じる必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

## (2) 精神科救急医療体制整備事業にかかる予算の確保

### 【提案・要望事項】

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備するため、精神科救急医療体制整備事業にかかる十分な予算の確保を安定的に行うこと。

### 【現状・課題】

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、都道府県は、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとされ、本県では、24時間365日対応するため、精神科医療相談窓口の設置や、精神科病院の輪番制による精神科救急医療事業等を実施しています。
- 国においては、精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、都道府県の精神科救急医療事業に対して補助しており、本県も本制度を活用して、精神障害者に対する救急医療にかかる事業を実施していますが、本制度にかかる国の予算総額は、改善傾向にあるものの、従前より十分な財政措置が行われているとはいえ、今後とも、事業の円滑な実施に支障を来す懸念があります。

また、同補助金のうち、「精神医療相談事業」については、令和2年度から、地域生活支援促進事業で実施されているところですが、今後も地域生活支援促進事業として必要な財源の確保をお願いします。
- 地域の精神科救急医療体制を安定的かつ確実に維持し、緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、国において必要かつ十分な予算の確保を安定的に行う必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

### (3) 障害福祉人材の処遇改善

#### 【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、障害福祉人材の不足は、必要な障害福祉サービスの提供に支障を生じ、障害福祉制度の持続を困難とすることから、福祉・介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、各事業者における処遇改善の効果が確実に福祉・介護職員に及ぶよう、また、利用者負担が発生しないよう、適宜制度の見直しを行うこと。

また、障害者の企業等への就労を一層促進するため、就業面と生活面の双方から一体的に支援する障害者就労・生活支援センター職員の増員及び財源を確保すること。

#### 【現状・課題】

○ 平成 18 年度の障害者自立支援法施行以降、全国的に障害福祉サービス等の利用者は増加してきており、サービス量の増加に伴い障害福祉分野の福祉・介護職員数も 10 年間で 2 倍に増加しています。しかし、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより離職率が高い状況にあり、今後の労働力人口の減少に伴い、人材不足が深刻化するものと懸念されます。

○ 賃金改善の対策としては、平成 21 年度に導入された福祉・介護職員処遇改善交付金が、平成 24 年度からは障害福祉サービス等報酬のなかで人件費を加算する福祉・介護職員処遇改善加算として継続され、平成 27 年度からは、従来の福祉・介護職員処遇改善加算を維持したうえで、一定要件を満たす場合に月額 1 万 2 千円相当が上乘せされ、平成 29 年度からは、障害福祉サービス等報酬の改定を 1 年前倒しし、技能・経験等に応じた昇給制度を導入する場合さらに月額 1 万円相当額が上乘せされたところです。

また、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定では、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材のさらなる処遇改善を行われております。

さらに、令和 4 年 2 月からは、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための措置を実施する介護職員処遇改善支援補助金の交付により、介護職員の処遇改善がより一層図られたところです。

令和 4 年 10 月からは、令和 4 年 2 月～ 9 月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等支援加算を創設し、基本給等の引き上げによる賃金改善を求めつつ、他の職種への処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められるようになりました。

- 厚生労働省の令和3年11月時点の「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）」を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤）の平均給与額は308,760円で、前年に比べ12,340円の増となっており、一定の成果は見られますが、加算を取得していない事業所における「加算を取得しない理由」の27.2%が「事務作業が煩雑」、14.6%が「対象職種の制約のため困難」、12.5%が「キャリアパス要件を満たすことが困難」となっています。
  
- 国においては、これら加算等の効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を福祉・介護職員が実感し、福祉・介護職員の確保・定着につながるよう、必要な見直し等を講じるとともに、福祉・介護職員の処遇改善に対して恒久的支援策を講じる必要があります。
  
- 県では、香川労働局とともに、障害者を就業面と生活面の双方から一体的に支援するため、障害者就労・生活支援センターを県内各圏域に設置しています。相談件数は増加しており、中間的就労や在宅就労など多様な働き方を促進するうえでも、センターの必要性はますます高まっています。障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等関係機関との連携が必要であり、相談や職場実習等に対応する障害者就労・生活支援センター職員の増員及び財源確保により、障害者の企業等への就労を一層促進していく必要があります。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】障害福祉課

## 45 孤独・孤立対策の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 地域の課題が複雑化するなか、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、ひきこもりの状態にある方、困難を有する子ども・若者やその家族などが孤立しないよう、国において、社会全体で支援していくための施策を講じるとともに、自殺対策等も含め、各地域が行う様々な孤独・孤立対策について、十分な財政支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じた子どもの貧困対策やヤングケアラーへの支援が継続的に推進できるよう、財政支援の充実を図ること。
- ③ 孤独・孤立対策において重要な役割を果たす民生委員・児童委員が活動しやすくなる対策を講じるとともに、財政支援の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 単身世帯や単身高齢世帯が増加するとともに、職場・家庭・地域でも人々が関わり合い支え合う機会が減少しているなか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、孤独・孤立の問題の加速化・深刻化が懸念されていることから、交流・見守りの場や相談支援を受ける機関の確保等の孤独・孤立対策を推進することが重要です。
- 高齢者については、新型コロナウイルス感染症流行以前は、地域の高齢者が集まり交流する通いの場への参加率が増加傾向にありましたが、同感染症流行下では参加率が低下しました。そのため、介護予防や地域づくりに資する通いの場の活性化に向けた取組を行い、参加率の向上を図っていく必要があります。
- 孤独・孤立対策と関係の深い自殺対策については、全国の自殺者数に深刻な高止まりの状況がみられ、本県の自殺者数も、近年下げ止まっていることから、喫緊の課題として、国の自殺対策強化交付金等を活用しながら、各市町や関係団体と連携し取り組んでいます。また、ひきこもりについては、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受け止める社会をつくるために、身近な市町での支援体制を充実していく必要があるとされ、同様に国の交付金を活用し、地域の居場所づくり等を実施しています。こうした取組を安定的に継続して行っていくよう、十分な財政支援を行っていただく必要があります。

- 困難を有する子ども・若者やその家族などについては、孤独・孤立に陥らないようにするため、地域で子どもを見守る居場所であるとともに、保護者の負担感や孤立感を軽減する場として期待されている子ども食堂等の居場所の確保が求められています。一方、小規模で運営基盤の脆弱な運営主体が多いことから、持続的な活動が行えるよう、支援に関心のある個人や企業・団体等と結び付けるとともに、運営主体の研修等を通じて、支援を必要とする子どもを見つける視点を養い、必要な支援につなげていくことが重要です。
- 地域の実情に応じた子どもの貧困対策に取り組むためには、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化と補助基準額・補助率の引き上げや補助対象事業の拡充等、補助内容の充実を図る必要があります。
- ヤングケアラーへの支援については、地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援の充実と、ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の醸成を図る必要があります。
- このような中、地域の生活状況の把握や相談、関係機関との連携を図りながら活動している民生委員・児童委員の役割は、ますます重要になっており、その人材確保のためには、活動費の増額など適切な財政的支援が必要です。

【所管府省】 内閣官房（孤独・孤立対策担当室）、

厚生労働省（社会・援護局、老健局）、こども家庭庁（支援局）

【県関係課】 健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、子ども政策課、子ども家庭課

## 46 香川用水施設緊急対策事業予算の確保について

### 【提案・要望事項】

香川用水については、通水開始から40年以上が経過したが、抜本的な老朽化対策・耐震対策がなされていない箇所がある。そのため、令和2年度から「香川用水施設緊急対策事業」を実施しているところであり、県民生活や経済産業活動等に甚大な影響が生じないように、香川用水施設の老朽化対策と耐震対策の早期完了に向け、必要な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 吉野川総合開発計画の一環として昭和50年に完成した香川用水は、現在、県人口の約9割に水道水の供給を、ほぼ県全域の農地に農業水の供給を行っており、本県経済や農業の発展、また、県民の日常生活に欠かせない施設として、極めて重要な役割を担っています。
- 香川用水の安定供給のためには施設の適切な保全整備が重要であることから、これまで、農業専用区間については、国において、「国営造成土地改良施設整備事業」や「国営かんがい排水事業」に取り組んでおり、共用区間についても、(独)水資源機構(以下、「機構」という。)において、平成11年度から平成17年度にかけて、水路の老朽化対策として「香川用水施設緊急改築事業」を実施してきたところです。
- そうしたなか、老朽化対策が実施されていなかった香川用水高瀬支線の共用区間については、漏水事故が繰り返し発生していたところです。
- さらに、政府の地震調査委員会は、今年1月13日に今後20年以内の南海トラフ大規模地震発生確率を60%程度に引き上げたところであり、人命・財産、特に、地域の経済活動や生活機能への影響が大きい香川用水施設での大規模地震対策への取組も急務となっています。
- このため、機構において、施設の老朽化対策と併せて耐震対策を一体的に実施する「香川用水施設緊急対策事業」に令和2年度から着手しており、令和6年度完了に向け、本事業を計画的に推進するための必要な予算を確保する必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医薬・生活衛生局）、農林水産省（農村振興局）

【県関係課】水資源対策課、土地改良課

## 47 地域の農地の利用・保全等の一体的な推進について

### 【提案・要望事項】

地域の農地や農業を守るため、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域で合意形成された農地の有効利用や保全管理にかかる取組が計画的かつ一体的に推進されるよう、支援施策については、地域での取組に対する十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度とすること。

### 【現状・課題】

- 本県では、平成 26 年度から、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を積極的に推進しており、農地中間管理機構を通じて、毎年、約 600ha の農地を担い手に貸し付けるなど、遊休農地の発生防止に努めています。
- また、平成 21 年度以降、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業や県単独の遊休農地等利活用促進事業等を活用し、市町と連携を図りながら、遊休農地の再生利用に向けた再生作業等を支援し、遊休農地の再生利用を促進してきたところであります。
- しかしながら、本県の遊休農地面積は、令和 3 年度の「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」において、令和 3 年度末で 7,497ha となるなど、営農条件の悪い中山間地や島しょ部を中心に、年々増加している状況にあります。
- こうしたなか、国において、令和 4 年度に農業経営基盤強化促進法や農山漁村活性化法の一部改正が行われたところであり、今後、地域において、両法に基づく地域の土地利用についての話し合いを一体的に行い、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の最適利用の実現を図ることが必要とされていることから、現在、県では、市町ごとに推進チームを設置して、市町が行う農地の利用調整のサポートに積極的に取り組んでおります。
- そこで、こうした活動を支える国の地域計画策定推進緊急対策事業の十分な予算の確保を要望します。また、地域の農地の利用・保全等の取組を支援する最適土地利用総合対策については、実施区域を中山間地域に限定するとともに、その地域内の複数集落を対象にするなど、実質的な地域要件や規模要件が設定されていることから、より幅広い地域において活用できる柔軟な制度とするよう要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局、農村振興局）

【県関係課】 農業経営課



## 48 農地中間管理事業による農地集積の推進について

### 【提案・要望事項】

農地中間管理事業については、令和5年度の改正基盤法の施行に伴い、市町において「地域計画」が策定された後には、農地の利用権設定等が農地中間管理事業に統合されるなど、農地中間管理事業の業務量や業務経費の大幅な増大が見込まれることから、必要な予算を確保し、地方に新たな財政負担が生じないようにすること。

### 【現状・課題】

- 本県における農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を促進させる中核事業として積極的に推進しており、全国に先駆けて県内14市町に25名を配置した農地集積専門員によるマッチング活動や農地の受け手に対する助成など、県独自のきめ細かな取組を実施してきたことから、全国的にも高い実績となっています。
- 一方で、担い手への農地集積率は、令和3年度末に30.8%と令和5年度の目標67%に向けて一層の加速化が必要となっており、令和元年度から、農地中間管理機構をはじめ関係機関が連携して、「人・農地プラン」の実質化に向けた取組を進めてきたところですが、コロナ禍のなかで、その成果が農地集積率には十分に表れていない状況にあります。
- こうした状況のなか、令和4年度に農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われ、令和5年度から施行されていますが、そのなかで、人・農地プランを「地域計画」として法定化し、一筆ごとに将来の担い手を定めていく目標地区の作成が求められるほか、農地の利用権設定等については、農地中間管理事業に統合一本化されることとなっています。
- 農地中間管理事業の実施にあたっては、この法改正の影響が極めて大きく、本県では、今後、数年のうちに、事業面積が3倍程度に急増することが想定されていることから、急増する事業量に対応する組織体制の整備が必要であり、国において十分な予算措置が必要です。
- また、法定化された「地域計画」や目標地区の策定にあたっては、「人・農地プラン」の策定時の課題を繰り返すことなく、策定を行う市町や農業委員会において、法改正後の業務が速やかに実施されるとともに、「地域計画」の実現に向け、実効性のある取組がなされるよう、適切な指導・助言と予算措置が必要です。

- あわせて、「地域計画」において定めることとなった農業を担う者についても、これからの地域農業を支えていくためには必要であることから、従来の認定農業者等に加えて、半農半Xや定年帰農者等の多様な担い手に対する支援施策を講じられるよう要望します。

【所管府省】 農林水産省(経営局)

【県関係課】 農業経営課

## 49 「みどりの食料システム戦略」の着実な推進について

### 【提案・要望事項】

環境への負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、革新的な環境負荷低減技術の開発や国民の理解促進に取り組むとともに、「みどりの食料システム戦略推進交付金」など、現場への普及定着を図るために必要な関連施策を充実させること。

### 【現状・課題】

- 令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、農業や地域の将来も展望した持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野における脱炭素化や環境負荷の軽減が戦略の柱となっています。
- 本県においては、令和4年3月に『かがわの「環境にやさしい農業」推進計画』を策定するとともに、推進体制として「香川県グリーン農業コンソーシアム」を設立し、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業など、環境にやさしい農業の取組拡大と需要拡大を推進しているところです。
- 今後、2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化など、「みどりの食料システム戦略」が掲げる長期目標を達成するためには、国による革新的な環境負荷低減技術の開発や国民への理解促進、「みどりの食料システム戦略推進交付金」など現場への普及定着を図るために必要な関連施策を充実させる必要があります。
- また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」にも十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、農政課、畜産課

## 50 産業として成り立つ農業の振興について

### (1) 経済連携協定等の対応

#### 【提案・要望事項】

各国・地域との経済連携協定や自由貿易協定の交渉に当たっては、地域の農水産業が持続的に発展していけるように、我が国として守るべきは守り、攻めるべきは攻め、確実に再生産が可能となる必要な措置を確保するとともに、交渉状況等について十分な情報提供と明確な説明を行うこと。

#### 【現状・課題】

- 我が国においては、各国・地域との経済連携協定等の締結が相次いでおり、平成 30 年 12 月に TPP 11 が、平成 31 年 2 月には日 EU・EPA が、令和 2 年 1 月には日米貿易協定が、さらに令和 3 年 1 月には日英 EPA が発効したところです。また、東アジア地域の RCEP も令和 4 年 1 月に 10 か国で発効し、その後、韓国、マレーシア、インドネシアが加わるなど、国際環境は大きく変化しています。
- こうした情勢のなか、本県では、農業の担い手の確保・育成、農水産物の安定供給・需要拡大、生産性を高める生産基盤の整備及び活力あふれる農村の振興などを図るため、総合的かつ戦略的に施策を進め、農水産業の持続的発展に取り組んでいるところです。
- また、1 経営体当たりの経営耕地面積が全国平均（3.0ha）の半分以下（1.1ha）と経営規模が零細で、ため池ごとに異なる水利慣行があるなど、本県独自の課題がある一方、県土に占める耕地面積比率（15.8%、全国 9 位）や農家世帯比率（7.2%、全国 11 位）は全国上位に位置しており、重要な産業の一つとなっています。
- 各国・地域との経済連携協定等の交渉に当たっては、地域の基幹産業である農水産業が犠牲となることのないように、我が国としては守るべきは守り、攻めるべきは攻め、確実に再生産が可能となる措置の確保が必要です。
- また、交渉状況や国の対応等に関して、現場への十分な情報提供と明確な説明が必要です。

【所管府省】農林水産省（大臣官房）

【県関係課】農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課

## (2) 新規就農者対策の充実

### 【提案・要望事項】

新規就農者育成総合対策については、新規就農者が確実に増加するよう、必要な予算を確保するとともに、経営発展支援事業については、全額国費で実施すること。

### 【現状・課題】

- 本県では、基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合が70%を超えているなか、新規就農者数は、平成23年度までの100人弱から、近年は毎年150人程度まで増加しているところです。
- これには、次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、研修から経営確立までに必要な資金を交付する「農業次世代人材投資事業」による効果が大きいと考えており、土地や資金などの資本を持たない人材が就農初期の困難を乗り越えて定着し、地域を牽引する若手リーダーとなって活躍する姿を見て新たな就農希望者が現れるという好循環も生まれてきています。
- このように大きな役割を果たしている本事業については、令和4年度から新たに「新規就農者育成総合対策」として総合的に見直されたところであり特に、新たに創設された経営発展支援事業については、地方への十分な事前周知がないまま地方負担が求められるなど、県予算の対応や市町や就農希望者への周知が十分に行えない状況となったところです。
- 今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、農業次世代人材投資事業の継続支援はもとより、新規就農者育成総合対策における資金面の支援が確実に実行できるよう、引き続き全額国費で実施すること、また、経営発展支援事業についても全額国費で実施し、経営確立・発展までの就農後5年間を対象期間とすること、さらには、長期政策として一貫性を保ち、計画的かつ安定的な制度とするとともに、事業の見直しや新事業の創設にあたっては、現場への周知に十分な期間を確保することを要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局）

【県関係課】 農業経営課

### (3) 地域の課題に対応した試験研究の充実・強化のための予算の確保

#### 【提案・要望事項】

農業を次世代の担い手にとって希望と魅力のある儲かる産業へ成長させるため、地方における試験研究の充実・強化や、新たに開発された技術等の実証・普及を促進するための予算を確保すること。また、労働力不足が深刻化するなか、ICT等の先端技術を活用して農作業の省力化等を実現するスマート農業の現場実装は喫緊の課題であることから、開発・普及の加速化に必要な予算措置を講じること。

#### 【現状・課題】

- 本県の農業は、農業者の高齢化が全国よりも進行して労働力不足が深刻化しているほか、グローバル化の進展による産地間競争の激化、気候変動による農業生産の不安定化、脱炭素社会への対応、さらに、最近の国際情勢を背景とした生産資材や燃油の高騰など、農業を巡る情勢は厳しさを増しています。
- こうしたなか、本県では、温暖な気候や狭小な農地など、本県農業の特性や課題を踏まえ、特色あるオリジナル品種の育成をはじめ、高品質化技術や気候変動に対応した安定生産技術、環境と調和した農業生産に関する技術の開発に加え、生産性向上や省力化に資するスマート農業について、普及啓発や農業者等と連携した施設園芸の新技术開発・実証に取り組んでいます。
- また、農業試験場では、国の競争的資金を活用し、他県や大学等との共同研究を実施するとともに、政府等機関の地方移転を契機として、農研機構西日本農業研究センターと連携し、西日本地域における施設野菜の革新的大規模経営システムの確立のための共同研究を実施してきたところです。
- 今後、農業の持続性が危ぶまれる状況下では、競争力のある品種開発の加速化や地球温暖化に対応した安定生産技術の開発、環境にやさしい栽培システムの確立、スマート農業技術の開発・実証など、地域の課題に対応した試験研究や現場への普及を切れ目なく行うことで、農業を若い世代にとって魅力のある「儲かる産業」へ成長させる必要があります。そのため予算を十分に確保する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（技術会議、農産局）

【県関係課】 農業経営課

#### (4) 協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算の確保

##### 【提案・要望事項】

労働力不足や気候変動など、農業を取り巻く環境が大きく変化するなか、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業の普及の加速化や環境にやさしい農業の推進など、農政の重要課題を踏まえた協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算を確保すること。

##### 【現状・課題】

- 県と国が協同して行う協同農業普及事業については、農林水産省がその時々的重要課題を踏まえて策定する「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」に沿って、担い手の確保・育成、スマート農業の推進、GAPの普及、環境にやさしい農業の推進等に取り組んでいます。
- こうしたなか、国において、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに、環境負荷の軽減を図りつつ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションにより実現するという新たな政策方針が示されたところであり、令和4年6月に協同農業普及事業のガイドラインにも位置付けられたところです。
- また、農業者の減少・高齢化による労働力不足や、気候変動による農業生産現場への影響が深刻化するとともに、最近の国際情勢を背景として、生産資材や燃油等の価格が高騰するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- こうした情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展を図るためには、競争力あるオリジナル品種や安定生産技術の普及をはじめ、生産性向上や省力化に資するスマート農業の普及の加速化や、高い労働生産性と持続可能性を両立するグリーンな栽培体系への転換等を推進するなど、現場の普及指導活動をより一層強化することが重要です。
- このため、協同農業普及事業に基づき、直接農業者に接して農業技術に関する指導や農業施策の推進等を行う普及指導員の活動強化及び資質向上を図るための予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業経営課

## (5) 国際水準のGAP認証の取得拡大

### 【提案・要望事項】

若手農業者を中心に、国際水準GAP認証の取得を目指す農業者が増加しており、令和6年度以降においても、現在実施されている認証取得に必要な環境整備や審査費用等に対する助成措置について十分な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- GAPは、農産物の食品としての安全性や農業者の労働安全を確保するとともに、環境への負荷を低減させるために有効な取組であり、本県では、国の交付金を活用し、研修会開催等での理解促進や、認証機関の指導者による農業者への直接指導などを行うことにより、若手農業者を中心に、GAPへの関心や認証取得を目指す農業者が増加しています。
- 農林水産省は、令和4年3月に策定した「我が国における国際水準GAPの推進方策」のなかで、共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を示し、都道府県に対し、ガイドラインに基づいた指導を行うことや、農業者の取組内容をグローバルGAPなど国際水準GAPに引き上げることを求めています。
- 今後、これら国際水準GAPの認証を取得した農産物の生産・流通の拡大が期待されるものの、農産物に価格転嫁しにくい現状では、審査費用など認証取得にかかるコスト増加が負担となっており、引き続き認証取得に要する経費を支援する予算の確保が必要です。
- また、本県では、農業改良普及センター等の普及指導員にGAP指導員資格を取得させるなど人材育成にも努めており、農業者への継続的な指導を行うため、GAP指導員資格の新規取得・更新に要する費用の助成についても確保する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、畜産課



## (6) 農畜水産物や食品の輸出促進

### 【提案・要望事項】

本県農畜水産物等の輸出拡大を促進するため、輸出先国・地域に対して残留農薬基準の設定・緩和や植物検疫条件の緩和を働きかけるなど、輸出環境の改善に向けた交渉を加速化すること。また、国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援にかかる十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図るとともに、輸出重点品目にうどんを含む麺類を追加すること。

### 【現状・課題】

- 人口減少社会の到来による国内市場の縮小を見据え、本県農畜水産物等の販路の一つとして海外市場にも積極的に進出する必要があるものの、国・地域によって異なる残留農薬基準や検疫制度、輸送中の荷傷みといった課題もあります。
- 国においては、令和2年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、農林水産物及び食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円に伸ばす目標を掲げるとともに、同年12月には「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、マーケットインの発想に基づいて、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供できる「輸出産地」の育成を目指すこととしています。
- 本県においても、庁内関係各課で「輸出産地づくり推進チーム」を設置して、生産者や食品事業者間の連携を促し、官民一体で輸出に挑戦する産地づくりに取り組んでいます。
- しかしながら、農産物の生産にあたっては、JAが組合員向けに作成した防除暦に定める農薬の成分が、各国のインポートトレランス（残留農薬基準）に設定されていない、もしくは国内よりも基準が厳しいといった現状から、生産者が自ら防除暦を改良し、残留成分検査を行う必要性に迫られています。
- 令和2年10月には、本県の主要盆栽である黒松盆栽のEU向け輸出が、国の御尽力によって可能となったものの、依然として多くの国で、盆栽輸出には相手国の輸入許可証の取得や日本の植物防疫所による栽培地検査等の厳しい条件が要求されています。盆栽

の輸出拡大をより一層促進するためには、引き続き、植物検疫条件の緩和など、各国との輸出交渉を加速化することが必要です。

- こうした状況を踏まえ、輸出先国・地域の設ける規制への対応、生産・加工体制の構築、物流の最適化を図るため、産地が実施する防除暦の作成・更新、国際認証等の取得、賞味期限の長期化、物流検討のためのテスト輸送等の取組を支援する必要があります。
- また、輸出事業計画の大臣認定を受けることで、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農業競争力強化基盤整備事業」、「農業農村整備事業」等における優遇措置が設けられているところですが、輸出産地づくりの加速化を図るためには、優遇措置の対象となる関連事業のさらなる拡充が必要です。
- さらに、海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な 29 品目を輸出重点品目に選定されていますが、海外での日本食ブームや、訪日観光客にも人気が高い、うどんを含む麺類を追加して、さらなる輸出拡大を図る必要があります。

【所管府省】農林水産省（輸出・国際局）

【県関係課】農政課、農業経営課、農業生産流通課、水産課

## (7) 米麦の経営安定と円滑な米の需給調整

### 【提案・要望事項】

- ① 経営所得安定対策等については、農業者が計画的に農業経営に取り組めるよう着実に実施すること。また、全国的な米の需給調整については、国が責任を持って円滑に機能するよう生産現場の実態を踏まえた対応を行うこと。
- ② 水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田の見直しは現場の課題や地域の実情を踏まえて必要な支援と予算の確保を行うとともに、麦などの交付単価の維持や県及び地域農業再生協議会における本対策の普及・推進に支障が生じないよう推進事業費補助金の予算の確保と配分を行うなど必要な対策を実施すること。

### 【現状・課題】

- 米の消費量が減少するなかで、需要に応じた米の生産とともに水田の維持や農業経営の安定を図るためには、県オリジナル品種「おいでまい」を核とした売れる米づくりを推進するとともに、水稻と麦や園芸作物等との組合せによる収益性の高い二毛作の推進、飼料用米や輸出用米などの非主食用米への転換の推進が不可欠です。
- 一方、国は、水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しとして、令和4年度から8年度までの5年間に現場の課題を検証しながら、一度も水張りが行われなない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針を打ち出しており、県内の麦単作ほ場においては、交付対象水田から除外される農地が想定され、米麦の農業者の経営への影響が懸念されます。
- 今後の水田農業の持続的発展を図るためには、意欲ある米麦の農業者が中長期的な視点に立って経営発展を目指すことが重要であり、「収入減少影響緩和対策」や「畑作物の直接支払交付金」の経営所得安定対策を着実に実施することが必要です。
- また、全国的な米の需給調整については、国が責任を持って円滑に機能するよう、全国一律ではなく、県や生産現場の実態・実情を踏まえた対応を行う必要があります。
- 産地交付金を含めた「水田活用の直接支払交付金」については、麦など戦略作物への支援を明確に位置づけて継続的に制度を運用する必要があります。交付対象水田の見直しにおいては、現場の課題や地域の実情を踏まえたうえで必要な支援と予算の確保を行うとともに、麦などの交付単価の維持や県及び地域協議会による対策の推進に不可欠な推進事業費補助金の所要額の配分など必要な対策を実施し、米麦の農業者への将来に向けた継続的な支援が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (8) 園芸産地の生産振興

### 【提案・要望事項】

- ① 担い手の生産の効率化に向け、高性能な集出荷施設の計画的な整備を図るため、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、地域の実情に即した仕組みとなるよう規模要件の緩和を行うこと。
- ② 暖房燃料費及び肥料費の高騰が農業経営を圧迫する要因となっているため、施設園芸等燃料価格高騰対策及び肥料価格高騰対策事業を継続して実施すること。
- ③ 果樹の生産基盤を強化し、経営安定を図るため、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 本県は、恵まれた気象条件等を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営により、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開され、令和3年の農業産出額の42%を園芸作物が占めるなど、本県農業の基幹品目となっています。近年、新規就農者は増加しているものの、規模拡大に必要な共同集出荷施設の整備など、生産出荷体制の確立が十分でなく、さらに、世界情勢の変化に伴う原油価格や肥料原料等の高騰により、暖房燃料費や農業資材費が高騰しており、農業経営を圧迫する要因になっています。
- このようななか、より高度で効率的な選別・調製が可能な選別施設を計画的に整備し、産地を維持、発展させるためには、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、本県では品質の高い果実や野菜などの多様な品目の組合せによる複合経営が多く、産地規模も小さいなど、規模等の採択要件が達成できず、依然として事業に取り組めない産地も見られることから、より多くの生産者が事業に取り組めるよう、引き続き地域の実情に即した採択要件の緩和が必要です。
- また、施設園芸農家が安心して経営を継続するための燃料価格高騰時の支援策である施設園芸セーフティネット構築事業や、すべての農家が影響を受けている肥料価格高騰への支援策である肥料価格高騰対策事業の継続が必要です。
- さらに、果樹の新植・改植や未収益期間の管理を定額助成する果樹経営支援対策事業等においては、財源が不足することが懸念されています。各産地の果樹産地構造改革計画を遅滞なく進めるため、十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業生産流通課

## (9) 花き産業及び花き文化の振興

### 【提案・要望事項】

「花きの振興に関する法律」に基づき、花き産業及び花き文化の振興を加速化するため、「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進」等の花き振興の予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 花きは、癒しや安らぎなどの効能を有し、家庭や社会を華やかに彩るとともに、国民の健やかな暮らしに貢献する重要な作目です。しかし、本県では、花きの農業者や栽培面積が減少傾向にあるとともに、葬儀等の業務需要の変化に伴い、消費動向が大きく変化しています。
- また、花きは多品目小ロットでの流通のため、小口での輸送が多く、効率的な輸送体系の導入が求められているとともに、2024年度からの自動車運転業務への時間外労働時間の上限規制の適用等によって懸念されている物流の2024年問題への対応も必要であることから、物流体制の改善が急務となっています。
- こうしたなか、本県では、「花きの振興に関する法律」に即して策定した「香川県花き振興計画」に基づき、国の予算を活用して高校生花いけバトルやフラワーフェスティバル等を開催するなど、花き文化の振興と新たな需要の創出に取り組んでいるほか、デジタル技術を活用した花きの物流の効率化に取り組んでいます。
- 人口減少社会の到来や社会情勢の変化などにより、花きの需要が全国的にも低下傾向にあることから、国において、花き産業及び花き文化の振興を図るための、安定的かつ十分な花き振興予算の確保が必要です。

【所管省庁】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (10) 野菜価格安定対策

### 【提案・要望事項】

野菜産地の維持・発展と野菜生産農家の経営の安定を図るため、野菜価格安定制度の継続と予算確保を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県農業産出額（令和3年）に占める野菜類の割合は31%で本県農業の主要部門となっており、水田裏作を主体とした京浜・京阪神市場への輸送園芸産地として発展し、野菜指定産地を中心に主産地が形成されています。しかしながら、近年の栽培面積は、高齢化による生産者の離農をはじめ、農業資材や流通コストの高騰、市場価格の低迷等により全体として減少傾向にあります。
- 令和3年の栽培面積（主要9品目）は2,962haで、品目別の作付動向を見ると、消費の多様化等を反映して、ブロッコリー、にんにくなどの品目が堅調に推移している反面、多くの管理労力を要するレタスや重量野菜であるタマネギなどが減少傾向にあります。
- 野菜価格安定対策は、野菜産地を維持・発展し、野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図るための重要な制度であることから、制度の継続と予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (11) 麦の生産振興

### 【提案・要望事項】

- ① 国内産麦の需給安定のため、「内麦優先」の原則に基づいた国家貿易を行うとともに、国内産麦の需要拡大や安定生産に必要な対策を行うこと。
- ② 「強い農業づくり総合支援交付金」並びに国産小麦・大豆供給力強化総合対策等事業の予算を継続的に確保すること。
- ③ 麦の振興を図るため、水田活用の直接支払交付金の必要な予算を確保するとともに、二毛作による麦の作付拡大を考慮した産地交付金の本県への配分額を増額すること。
- ④ 小麦「さぬきの夢 2009」の生産拡大のため、麦の品質評価基準の見直しを行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県においては、需要に応じた米生産と水田の維持や農業経営の安定化を図るため、県オリジナル品種「おいでまい」を核とした売れる米作りを推進するとともに、飼料用米などの非主食用米への転換を推進しています。麦についても、水田を有効活用した二毛作の推進等により、さぬきうどん用小麦として育成した県オリジナル品種「さぬきの夢 2009」の普及や需要が見込めるパン用小麦の導入などに努めています。
- 国内産麦については、近年の豊作により販売予定数量が実需者の購入希望数量を上回る供給過剰の傾向となっており、本県の小麦・はだか麦も販売先の確保等に苦慮しています。麦は需要の約8割が外国産麦となっていますが、食料自給率向上の観点からも「内麦優先」の原則に基づいた国家貿易を行うとともに、国内産麦の需要拡大や安定生産に向けた対策が必要です。
- 本県の米麦生産における基幹施設である大規模乾燥調製施設の計画的な再編や高機能化に取り組む「強い農業づくり総合支援交付金」、麦の団地化の推進と営農技術や機械等の導入により生産性の向上を図る産地、農業者を支援する国産小麦・大豆供給力強化総合対策等事業の予算の継続的な確保が必要です。

- また、米麦農家の経営の安定化等を図るためには、米などの後作として産地交付金を活用した麦の二毛作を推進することが必要であり、「水田活用の直接支払交付金」に必要な予算の確保と二毛作による麦の作付拡大を考慮した産地交付金の本県への配分額の増額が必要です。
  
- さらに、本県で育成したさぬきうどん用小麦「さぬきの夢 2009」は、実需者から高い評価を得ているものの、品種特性や栽培特性から品質評価基準に基づくランク区分がBランクに位置付けられ、経営所得安定対策の数量払い単価がAランク小麦に比較して低い状態にあります。実需者の評価とランク区分上の評価が異なることから、作付拡大を推進するためには、用途に応じた品質評価の基準を見直す必要があります。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課



## (12) 畜産農家の生産基盤の強化

### 【提案・要望事項】

- ① 畜産農家の経営の安定を図るため、畜産クラスター事業関連の予算を確保すること。
- ② 施設整備事業については、建築資材の価格上昇に応じた基準事業費への見直しを行うこと。
- ③ 新規就農者以外の酪農家においても施設整備事業の対象とすること。

### 【現状・課題】

- 本県では、後継者不足等により、畜産農家戸数が減少傾向にあり、国際化の進展や産地間競争等の影響も懸念されるなか、消費者ニーズに即した魅力ある畜産物の生産拡大や、新技術の導入による生産コストの低減・品質向上が図られるよう、畜産クラスター事業等を活用した生産基盤強化の推進に取り組んでいます。
- 県内には、畜産クラスター計画を策定している協議会が 16 協議会あり、このうち 7 協議会が畜舎等の施設整備事業を行い、12 協議会が自動給餌機や飼料収穫機等の機械装置を導入しています。
- しかしながら、建築資材の価格は、年々上昇し、価格の上昇に応じた施設整備事業の基準事業費の見直しが必要です。
- また、収益力や生産性の向上に取り組もうとしている新規就農者以外の酪農家についても施設整備事業の対象とする見直しが必要です。
- このように、地域の収益力を向上させ、また、畜産農家の一層の規模拡大を後押しする当事業については要望があり、また、本県の特産であるオリーブ畜産物の生産振興や、耕種農家との連携による自給飼料の生産及び堆肥の利用促進を推進するためにおいても、引き続き、事業の継続と予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

## 51 農地・農業水利施設の保全管理等の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 多面的機能支払交付金については、本県の農地、農業用施設を適切に保全管理し、担い手への農地集積等を後押しするため、法制化に基づく安定的かつ継続的な予算を確保するとともに、事務手続きの一層の簡素化を図ること。
- ② 中山間地域等直接支払交付金については、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、協定の継続を断念する集落が増加し、持続的な農業生産活動の低下が懸念されることから、制度のより一層の要件緩和を実施すること。
- ③ 農村地域の都市化・混住化の進行により、農業用排水路施設の農業外の効用が増加していることから、現状に応じた事業制度の見直しや農家負担の軽減を図ること。
- ④ 土地改良区の体制強化を図るため、土地改良区の統合整備への支援を拡充するとともに、複式簿記導入に伴う事務負担の軽減に向けた必要な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

#### ① 多面的機能支払交付金の予算確保と事務手続きの簡素化

- 近年、農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。
- このようななか、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進するため、令和4年度末現在、県内の325組織、13,823haにおいて、当交付金を活用した農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動などに取り組んでいますが、法制化に伴う安定的な制度となったことなどから、特に、施設の補修・更新が可能な長寿命化の要望が増加する一方、事務手続きの煩雑さから活動の継続を断念する組織も発生している状況です。
- このため、今後とも多面的機能支払交付金の予算を安定的かつ継続的に確保するとともに、事務手続きの一層の簡素化を図っていく必要があります。

#### ② 中山間地域等直接支払交付金の制度要件緩和

- 近年、中山間地域においては平地部に増して農業従事者の減少や高齢化の進行による遊休農地の増大、また、集落機能の脆弱化に伴う、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。

- このようななか、本県の中山間地域の遊休農地の発生を未然に防止するとともに、農業生産活動などによる農地、農業用施設の適切な保全・管理に有効な本制度への取組を推進するため、当交付金を活用し、遊休農地の発生防止や鳥獣被害の防止などの農業生産活動を継続するための活動を支援しています。
- しかしながら、第5期対策の初年度である令和2年度については、高齢化の進行により継続を断念する集落の増加等から32集落協定、242haの大幅な減少となったところです。その後、令和3～4年度に15集落協定、132haで新たに取組まれましたが、国の現行制度が対策期間の途中で農業生産活動が継続できなくなった場合、当該対策期間内において既に交付された交付金を遡及返還することとなっていることも影響し、第4期対策時の取組面積までの回復につながらず、地域農業の維持が困難となることが懸念されます。
- こうした農村現場の実情に即し、本事業がより一層取り組みやすいものになるよう、交付金の返還について制度の要件緩和を要望します。

### ③ 農業用排水路施設整備の事業制度の見直しと農家負担の軽減

- 農村地域の都市化・混住化が進むなか、農業用排水路は地域住民の排出する生活排水等が増え、農業外の効用が大きくなっています。
- こうしたなか、多くの施設が戦後の高度経済成長期に建設され更新時期を迎えています。農業用排水路施設整備に関する事業は、県営事業における受益面積要件が厳しく、かつ、他の土地改良事業に比べて、受益農家の負担割合が高く、事業に取り組めないことから、本県の農業の衰退につながることを懸念されています。
- このため、農業用排水路施設の整備について、県営事業における実施要件の緩和や農家負担の軽減を図っていく必要があります。

### ④ 土地改良区への支援の拡充

- 農業者の高齢化や後継者不足、農村の混住化等により、土地改良区の運営は厳しい状況が続いており、農業用施設の維持管理が困難になってきているほか、専任職員を配置できない土地改良区もあるため、土地改良区の統合整備を促進し、その運営基盤の強化を図る必要があります。

- しかしながら、本県の土地改良区は、特に統合整備が必要な地区面積が 100 ha未満である小規模な土地改良区が全体の約 4 分の 1 を占めており、土地改良区統合再編整備事業の補助要件となるおおむね 300 ha以上を満たさない統合整備が見込まれるほか、合同事務所の設置に対する同事業の補助が低額にとどまるなど、統合整備の誘因となっていない状況があります。
  
- このようななか、平成 30 年の土地改良法改正により、令和 4 年度から、原則、すべて土地改良区において、貸借対照表の作成とこれに伴う複式簿記の導入などが課されたことにより、土地改良区には大きな事務負担となっています。
  
- このため、土地改良区の体制強化に向けて、統合整備に対する補助の要件緩和や補助金の増額を行うとともに、複式簿記導入に伴う新たな事務の負担を軽減するため、土地改良区への支援の拡充を図っていく必要があります。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

## 52 家畜伝染病対策費の拡充について

### 【提案・要望事項】

- ① 家畜伝染病予防法の改正により強化された家畜伝染病の発生予防対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置などに要する家畜伝染病対策費の充実を図ること。
- ② 農家の経営継続のため、家畜伝染病予防費負担金について、移動制限等による農場の売上げ減少等相当額として算出する対象を拡充すること。

### 【現状・課題】

#### ① 家畜伝染病の発生予防及び防疫措置にかかる対策費の充実

- 令和4年11月から12月にかけて本県で発生した高病原性鳥インフルエンザ対策費については、発生農場等における防疫対応に約4億9千万円、その他発生防止やまん延防止に約1千万円の事業費を必要としました。
- このうち、防疫対応では、国から家畜伝染病予防費負担金等として約1/2となる約2億円が補填されましたが、県費負担が約3億円となっており、特に、人件費や衛生資材・薬品等の備蓄品の補充において、約1億円の単独県費負担が生じております。
- 今後は、飼養衛生管理基準の徹底を図るため、農家向け研修の実施や、防疫体制の検証・見直し等、様々なアプローチを行いながら、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に向けた取組を行ってまいりたいと考えておりますが、これらに活用できる補助制度の拡充が必要です。
- また、高病原性鳥インフルエンザのみに限らず、豚熱・アフリカ豚熱等の家畜伝染病発生予防に向けた飼養衛生管理基準の遵守にかかる指導等を強化するためにも、農家対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置に要する事業費の充実が必要です。

#### ② 家畜伝染病予防費負担金の対象拡充

- 高病原性鳥インフルエンザにより影響を受けた農家に対する支援として、家畜伝染病予防法の規定により、国が全額負担（国10/10）し直接補償する「へい殺畜等手当金」と、家畜等の搬出や移動が制限されたことにより、出荷先の変更、遅延、処分を余儀なくされた場合、これによって生じた売上の減少額、飼料費・輸送費・保管費の費用の増加額、やむを得ず処分を行った場合の処分費や処分場までの輸送費を補償する「家畜伝染病予防費負担金」（国1/2、県1/2）があります。

- 本県では、高病原性鳥インフルエンザが、令和4年の11月から12月にかけて、制限区域が重なるエリアで4例が発生したことにより、制限区域内においては、その制限期間が60日間もの長期に渡りました。
- 発生農場においては、同一エリアの移動制限区域が解除されないことには再開ができず、長期間の空舎を余儀なくされており、この間の所得は全くありません。また、発生農場以外の肉用鶏農家では、飼養期間が長引き、出荷予定日を超え、商品価値の無くなった肉用鶏も存在することになりました。法に基づく補償については、飼料費等が対象であって、その間に必要であろう光熱水費や人件費等については対象となっておらず、農家は経済的な影響を大きく受けることとなりました。
- このため、農家の経営継続のためには、前記対象費用に加え、人件費や光熱水費等についての支援も必要です。

【所管府省】農林水産省（消費・安全局）

【県関係課】畜産課

**【提案・要望事項】**

① 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣被害防止総合対策交付金について、被害防止対策の一層の強化に必要な予算を確保すること。特に、有害鳥獣捕獲を積極的に進めるため、捕獲活動に対する交付単価の増額と地方への十分な配分を行うこと。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の対象となる「指定管理鳥獣」にニホンザルを追加し、事業の拡充を図ること。また、市街地等に出没したイノシシなどの野生鳥獣による人身被害を防止するため、県や市町が行う市街地等での被害防止対策を支援する事業を創設すること。

**【現状・課題】**

① 鳥獣被害防止総合対策

- イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物の被害は、過疎化・高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより、平野部においても拡大するなど、県内全域で深刻化しています。
- 本県では、市町等と連携しながら、地域ぐるみの追い払い活動や緩衝帯の整備など、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりに加え、侵入防止柵の設置と捕獲活動を組み合わせた取組を進めており、その結果、モデル的な集落も育成され、他地区への普及にも努めているところですが、それでもなお、令和3年度における農作物被害金額は1億1,220万円に及ぶなど、甚大な被害が生じています。
- 今後、さらに農作物被害を防止すべく、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりや侵入防止柵の整備を進めるとともに、捕獲活動をより一層強化する必要があります。
- このため、積極的な捕獲活動等を推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金について、捕獲活動に対する交付単価を増額するとともに、農作物被害防止に必要な予算の確保と地方への十分な配分を要望します。

## ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

- 近年、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣については、急速に生息数が増加、生息範囲が拡大しており、農林水産業や生活環境への被害が深刻化していますが、これらの野生鳥獣による被害に対しては、侵入防止施設の整備や有害鳥獣捕獲による対策では限界があり、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。
  
- こうした状況を踏まえ、国は平成 26 年 5 月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正し、「鳥獣の管理」が法の目的として明確に位置付けられたところです。
  
- この改正において創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」により、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある「指定管理鳥獣」にニホンジカとイノシシが指定され、都道府県が主体となって捕獲を行うことが可能となりましたが、国においては、野生鳥獣による被害対策を推進するため、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣」に、全国的に被害の甚大な鳥獣であるニホンザルを追加することで、事業の拡充を図る必要があります。
  
- また、市街地に出没するイノシシ等の野生鳥獣による人身被害が全国的に問題となっており、本県においても、市街地等でのイノシシによる人身被害が依然として発生するなど、深刻な状況が続いていることから、緊急に対策を講じる必要があります。国においては、人身被害防止を目的とした侵入防止施設の整備、市街地に出没した個体や市街地周辺に生息する個体を捕獲するために必要な資機材の購入、イノシシの出没経路の調査等に対する補助制度を創設するなど、新たな支援が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農村振興局）、環境省（自然環境局）

【県関係課】 農業経営課、みどり保全課



## 54 森林整備と森林資源の循環利用の推進について

### 【提案・要望事項】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、間伐等による森林整備と森林資源の循環利用を推進するため、林業・木材産業の成長発展に資する木材加工流通施設の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、森林整備の担い手の確保・育成のため、労働環境の改善につながる高性能林業機械の導入について、制度の拡充を図ること。

### 【現状・課題】

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林・木材によるCO<sub>2</sub>の吸収や排出削減の効果を最大限発揮させるためには、利用期を迎え、高齢級化に伴い吸収量が減少傾向にある人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立し、木材利用を拡大することで、林業・木材産業の成長発展を図る必要があります。
- また、輸入木材の供給リスクが顕在化したことによる国産材への代替需要が強まるなか、全国的に、乾燥施設等の処理能力や労働力等がボトルネックとなり、木材の入手が難しいという声も聞かれていることから、川上から川下までの連携強化や製材工場等の供給力の向上等、より一層の国産材の安定供給・安定需要の確保に取り組むことを通じて、海外市場の影響を受けにくい木材需給構造を構築する必要があります。
- こうしたなか、本県では、林業・木材産業の発展に大きく寄与する新たな加工流通施設の整備が検討されており、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金について、施設整備に必要となる予算を確保するなど、加工流通体制の強化に向けた国の財政的支援の拡充が必要となっています。
- また、間伐が必要な人工林が多いものの、本県の森林組合等作業班員数は、平成7年度から約3分の1に減少していることから、間伐面積が減少しており、県産木材の搬出量は、ここ数年横ばいとなっています。
- 県ではこれまでも、森林組合等の作業班員の厳しい就労環境を改善するため、技術の向上や福利厚生充実などの支援を実施してきましたが、森林整備の担い手の確保・育成のためには、労働安全性の確保などの労働環境の改善や生産性の向上につながる高性能林業機械の導入が重要であることから、林業経営体が小規模な本県の実情にも応じた、制度の拡充が必要です。

【所管府省】 林野庁（林政部）

【県関係課】 森林・林業政策課

## 55 瀬戸内海の恵みがもたらす笑顔あふれる水産業の創造について

### (1) 新規漁業就業者への給付金支給制度の拡充

#### 【提案・要望事項】

- ① 漁業で独立を目指すものに対する実践型研修までの予算を確保するとともに、農業における経営開始後の農業次世代人材投資事業と同様に、経営の確立をサポートする給付金制度の創設を図ること。
- ② 全国的に漁業学校等の設置による新規漁業就業者確保の取組が強化されていることから、次世代人材投資事業（準備型）についても、地方財政力によって格差が生じないように、事業を継続するとともに、予算拡充を図ること。

#### 【現状・課題】

- 漁業を持続的に発展させていくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要ですが、漁業に就業する場合、その特性上、技術・知識の習得を含め、操業準備に多大な時間と費用を要することや、就業後の一定期間は経営が不安定であることなどから、安心して就業できるようにするための支援措置が必要です。
- このため、国において平成 25 年度から就業準備資金として青年就業準備給付金制度（現：次世代人材投資事業（準備型））が創設されたところです。本県では漁業就業者数の減少が著しいことから、平成 27 年度に「かがわ漁業塾」事業を創設し、給付金を支給できる環境を整えるとともに、平成 28 年度には新たに県単独施策として「新規就業者生活給付金事業」（現：新規漁業就業者独立給付金事業）を創設したところです。
- しかしながら、農業においては経営開始資金といった、「自らの経営の確立を支援するような経営開始型」の国の制度が確立されていますが、漁業においては、給付金の支給対象が研修期間のみで、また、予算の配分状況から研修期間を短縮せざるをえず、実践型研修の給付金を確保できていません。
- 新規漁業就業者の確保・育成は喫緊の課題であり、経営が確立するまでの一定期間を支援する給付金制度（次世代人材投資事業（経営開始型））の創設はもとより、漁業学校等で知識を取得する就業希望者の支援（準備型）についても、地方財政力によって、格差が生じないように地方負担を求めず、就業準備から就業・定着までの一貫した担い手確保対策をサポートする国の制度創設及び十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課

## (2) 養殖魚の餌料安定供給対策

### 【提案・要望事項】

- ① 魚類養殖業における生餌の安定供給体制の構築に対する支援を継続すること。
- ② 漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）を継続すること。

### 【現状・課題】

- 本県の漁場は冬場の水温が低いことから、ブリ類の養殖期間が限定されるため、短期間で成長を確保する必要があり、現時点では一定量の生餌の使用が不可欠となっています。

一方、近年クロマグロ養殖の増加によるサバ等生餌をめぐる競合や生餌として利用されるイワシ等多獲性魚種の漁獲変動等により、生餌の供給量が不安定となり、買取価格が上がるなど、生餌の必要量の確保や餌代の高騰に悩まされています。
- 国では、平成 27 年度補正予算により、「広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）」が創設され、平成 28～令和 4 年度には本県でも当該事業を活用しました。当該事業は、県漁連が生餌を安定供給するため、新たな産地からの調達や突発的に漁獲された魚種を生餌として供給する実証的な取組を支援する制度となっています。安心して魚類養殖業を行うために必要不可欠な生餌の安定供給体制の構築に大変有効な事業であることから、今後も継続的な実施が必要です。
- また、養殖用配合飼料についても、平成 22 年度から価格安定対策として漁業経営セーフティーネットの仕組みが始まっているところですが、養殖魚生産にかかるコストに占める餌飼料経費の割合が大きく、配合飼料価格の高騰が魚類養殖漁業者の経営を圧迫しているため、漁業者がより一層安心して事業を継続できるよう漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)の継続が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

### (3) ノリの色落ち・食害対策

#### 【提案・要望事項】

- ① 養殖ノリ不作への早急な対策を図るため、栄養塩類管理の推進に向け、モデル海域での実証試験を含め、国や大学、関係府県の連携による調査・研究を拡充すること。
- ② 各府県が適切に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴う栄養塩類管理を行うことができるよう、国が責任をもって府県間の調整を行うこと。
- ③ 養殖ノリの食害対策について、全国的に被害が拡大していることから、その対策にかかる予算措置を恒久的に行うこと。

#### 【現状・課題】

- 本県の基幹漁業であるノリ養殖の経営体数は、栄養塩類不足及び食害により生産が安定せず、平成17年度の234経営体から令和4年度は66経営体に減少しています。
- 栄養塩類不足によるノリの色落ち対策として、令和元年度から施肥技術の開発に取り組んでおり、引き続き、国等との情報交換・連携が不可欠です。
- 漁場環境面では、栄養塩類管理の仕組みの導入など「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指し、令和3年6月9日に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されるなど、制度の見直しが進められています。本県でも、栄養塩類管理計画の令和5年度中の策定に向け、関係者の意見を広く聴取するための栄養塩類管理推進協議会を設置するなどの取組を進めていますが、各府県が適切に栄養塩類管理を行うことができるよう、各府県の漁業の状況を考慮し、国が責任をもって府県間の調整を行う必要があります。
- 魚類の著しい食害により、平成30年度には県内の一部漁場で生産が不能となりました。そのため、県では令和元年度から、防除網の開発に取り組んでいます。しかしながら、本県を含め食害による養殖ノリ被害は、全国的に大きな問題となっていることから、食害に関する情報交換会で得られた知見を基に、各生産現場に適した調査・研究を行うとともに、その対策にかかる恒久的な予算措置が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

#### (4) 瀬戸内海のサワラ資源

##### 【提案・要望事項】

瀬戸内海におけるサワラ資源の持続的な利用を図るため、国は適切な資源評価を行いながら、必要に応じてサワラ種苗生産・放流に対する支援を行うこと。

##### 【現状・課題】

- 瀬戸内海のサワラ資源を回復・安定させるため、平成14年度から、水産総合研究センター（現：国立研究開発法人水産研究・教育機構）が、平成24年度からは、瀬戸内海関係11府県と漁業関係者を構成員とする瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（以降、「海域協議会」）が、サワラの種苗生産・放流を行ってきました。  
その取組により、近年の国の資源評価において瀬戸内海のサワラの資源量は増加傾向にあり、一定の成果が得られています。
- 瀬戸内海のサワラ資源が回復傾向にあることで、資源に対する種苗放流の効果が限定的となり、国からは種苗生産・放流に対する助成を中断する方針が示されました。このことを受け、海域協議会で検討した結果、令和3年度からはサワラ種苗生産・放流を中断しています。
- 一方、国立研究開発法人水産研究・教育機構は、資源量の算出において、サワラの場合は再生産成功率の年変動が大きく、加入が悪い年が続くと資源が急激に減少する可能性がある見解を示しています。また、若齢魚（サゴシ）への漁獲圧が高くなった場合には、シミュレーション等での資源への影響評価を行うように要望しています。
- 国においては、漁獲可能量による管理を基本とした資源管理体制を推進していくにあたって、令和4年第3四半期にサワラ瀬戸内海系群の資源評価結果「現状の親魚量は最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量を下回るものの、現状の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を下回っている」が公表されました。
- 広域に分布する瀬戸内海のサワラ資源について適切な資源評価を行うとともに、資源量が減少した際には種苗生産・放流を再開するなど、国主導のもとで、関係府県との連携体制の再構築、財政的な支援等の措置を講じていただくことが必要です。

【所管府省】 水産庁（資源管理部、増殖推進部）

【県関係課】 水産課

## (5) 地域の漁業実態に応じた資源管理の推進

### 【提案・要望事項】

- ① 新たに特定水産資源を定める場合は、漁業者の意見を十分聴いて理解を得たうえで定めること。また、漁獲可能量による管理を行う場合には、瀬戸内海の漁業の実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応を行うこと。
- ② 特定水産資源の漁獲可能量管理の運用には、電子的な水揚げ情報の収集体制が必須であり、当該体制整備にかかる財政支援を行うこと。また、併せて当該体制の維持にかかる財政支援も行うこと。
- ③ 管理措置の効果による資源量の回復、環境要因等による資源量の増減などの実情に応じた資源管理施策の運用を行うとともに、資源管理の推進に関して継続して財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 令和2年12月に施行された改正漁業法（漁業法等の一部を改正する等の法律：平成30年法律第95号）では、漁獲可能量管理を基本としており、特定水産資源については、漁獲可能量による管理を行いつつ、特定水産資源以外の水産資源については自主的な取組による管理を法に基づき行うこととなっています。
- 現在、漁獲可能量による管理を行っている魚種は、8魚種（クロマグロ、マサバ・ゴマサバ、マアジ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、スルメイカ、ズワイガニ）ですが、水産庁が令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」では、令和5年までに漁獲量ベースで8割に当たる魚種に対して漁獲可能量による管理を導入する意向を示し、そのなかにはカタクチイワシ、サワラ、マダイ、ヒラメなど本県沿岸漁業の主要な水産資源も含まれています。
- 当該水産資源は、様々な漁法で漁獲されており、なかでも小型機船底びき網漁業や小型定置網漁業などは、特定の水産資源のみを選択的に漁獲することが困難です。このため、これらの資源に数量管理を導入することは、漁獲可能量が設定され、新たな報告の義務化、採捕停止命令の発出に伴う採捕活動の停止など、本県漁業者の漁業活動に大きく影響することが予想されます。そこで、漁獲可能量による管理の拡大にあたっては、国が関係団体や漁業者の意見を聴き理解を得たうえで定める必要があります。
- さらに、マダイ、ヒラメ等は、遊漁船業者やプレジャーボートによる遊漁の主な対象魚種であることから、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を検討する必要があります。漁獲可能量で管理するに当たっては、漁業者のみが漁獲可能量管理に取り組むのではな

く、地域の漁業実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応が求められます。

- 特定水産資源の漁獲可能量管理の運用には、対象魚種を漁獲するすべての漁業者から水揚げ日から3日以内に漁獲情報が収集できる電子的な情報収集体制が必須とされています。本県では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算の「漁獲情報等デジタル化推進事業」に続く、令和5年度の該当事業において、漁獲報告システムを開発する予定でしたが、令和5年度の国予算措置がないことから、システムの開発の目途が立っていません。漁獲可能量管理の導入に先立って、漁獲報告システムの開発と現場へ普及等のため、財政支援の再開が必要です。また、当該体制を維持するため、システム運営管理費等の負担を要するため、当該体制の維持にかかる財政的支援も必要です。
- 改正漁業法の施行により、漁業免許や漁業許可を受けた者は、漁獲成績報告書の作成、集計などが必要であり、漁業者や漁協への負担が増大しています。現場の負担を軽減し、効率的な報告体制を確立するための、市場からの水揚げ情報や、漁業者によるアプリ等による水揚げ情報の電子的な収集体制が整うには、時間が必要であることから、当該体制の整備にかかる財政的支援を再開する必要があります。
- 水産資源管理の取組として、平成23年度に国や都道府県が作成した「資源管理指針」に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制が導入され、漁業者が自主的管理措置を順守し、措置の内容も拡充してきたところです。これらの資源管理計画のうち、策定から5年が経過したものについては、協定への移行も含めて評価・検証を実施し、管理措置の強化が求められています。
- 管理措置については、一律に強化を盛り込むのではなく、これまで漁業者が真摯に取り組んできた自主的な資源管理措置を評価・検証し、長期的な視野を持ちながら、管理措置の効果による資源量の回復、環境要因等による資源量の増減などの実情に応じて、管理措置の削除や緩和などを認めた柔軟な運用が必要です。
- 知事管理漁業における当該計画等の評価・検証及び高度化の推進、資源管理措置の履行確認、資源状況等の科学的データの収集等を行うため、沿岸漁業における自主的資源管理体制高度化事業にて、都道府県資源管理協議会の運営経費等への支援がありますが、資源管理の効果が発現するには時間がかかることや漁業者の努力の及ばない環境要因等により資源量が増減する場合もあり、今後も長期的な財政的支援が必要です。

【所管府省】水産庁（資源管理部、増殖推進部）

【県関係課】水産課

## (6) 水産業における燃油価格高騰対策

### 【提案・要望事項】

- ① 漁業用の燃油価格上昇に伴う経営への影響緩和のため、「漁業経営セーフティネット構築事業」の補填発動基準や期中での加入・積立金の積増しができる要件の緩和などにより、活用しやすい制度に見直すこと。
- ② 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置及び軽油引取税の免税措置を堅持すること。
- ③ 漁業生産者の経営安定のため、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等を継続実施できるよう所要予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 漁船漁業における漁労支出のうち燃料代の割合は非常に大きく、漁業者にとって、燃油価格の高騰は大きな負担になっています。  
一方、水産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、燃油価格上昇分を魚価に反映することは難しい状況にあります。そのため、燃油価格の高騰は、漁業経営を大きく圧迫しています。
- 漁業経営セーフティネット構築事業は、過去の平均原油価格等による補填発動基準により運用されておりますが、国際情勢の変化等により、燃油価格の急激な高騰が想定されることから、経営への影響をできるだけ緩和するため、補填発動基準及び期中での加入・積立金の積増しができるよう要件の緩和等、より柔軟に補填が実施されやすい制度への見直しが必要です。
- 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税措置はその適用期限が令和9年度末まで延長されたものの、軽油引取税の免税措置は令和5年度末の期限となっており、当該措置が無くなれば、漁業経営は、より厳しくなることが予想されます。そのため、今後も漁業用燃油の課税免税措置、軽油引取税の免税措置の堅持が必要です。
- 省エネ機器等の導入を推進する競争力強化型機器等導入緊急対策事業は、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算、令和3年度補正予算事業では、それぞれ61件、32件、22件申請のうち全件が採択されました。令和4年度補正予算で実施される事業については、依然として要望があるため、その継続が必要です。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課



## (7) 漁港・漁場の整備

### 【提案・要望事項】

水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していく必要があることから、引き続き財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県の漁港はすべて市町が管理し、漁業生産及び浜の活性化を維持する重要な拠点施設として活用されています。それらは、整備後 50 年近く経過していることから老朽化が著しく進んでおり、厳しい財政状況のなか、市町では更新するための予算措置ができないため、施設の調査を行いながら、計画的に漁港の長寿命化及び維持管理に努めています。

しかしながら、南海トラフ地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70～80%とされ、近年の気候変動を起因とする気象災害とともに、漁業活動に与える影響が懸念されます。

そのため、長寿命化対策及び防災・減災対策としての漁港整備を引き続き実施していく必要があります。

- 藻場は、水産動物の産卵場や幼稚魚の育成場、餌を生み出す場として重要な役割を果たしているとともに、水質浄化機能を有しています。

藻場の面積は、高度成長期以降、埋め立てなどの開発により、大幅に減少してきました。近年、減少傾向は改善されたものの、依然として低位横ばい傾向が続いています。

本県では、平成 9 年度以降、ガラモ場の整備を中心に令和 4 年度末までに 130ha を整備してきましたが、今後も引き続き、整備を推進する必要があります。

- このため、水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していくことが必要です。

【所管府省】 水産庁（漁港漁場整備部）

【県関係課】 水産課

### 【提案・要望事項】

- ① 瀬戸内海を「里海」として再生させるための実効的な施策として、「里海づくり」を行う人材の育成や住民参加を促進するため、人材育成の取組や環境保全活動のネットワーク化、環境教育・啓発など地域活動の活性化の取組に対する財政的支援を行うこと。
- ② 栄養塩類の循環機構の解明について、引き続き、調査・研究に取り組むとともに、栄養塩類の管理手法や評価の方法を確立させること。また、栄養塩類管理計画の策定及び実施にかかる十分な財政的支援を行うこと。さらに、環境基準の見直しも含めて、「栄養塩類管理制度」と瀬戸内海全体の水質を管理する「水質総量削減制度」が調和する、新たな水質管理の手法を検討すること。
- ③ 生物多様性・生産性の向上と水質浄化・物質循環の機能の確保を図るため、藻場・干潟等の浅場の整備に対する財政的支援を行うこと。
- ④ 海底堆積ごみ及び漂流ごみの回収・処理については、国や地方自治体等の役割分担を明確にすること。  
海ごみの回収・処理、調査研究、発生抑制対策に対する財政的支援を継続するとともに、台風等により突発的に大量発生する漂流ごみや海岸漂着ごみの地方自治体等による回収・処理については、従来の補助金を地方自治体が使いやすいものとして整理し、柔軟な財政的支援を行うこと。  
また、海ごみの大半を占めるプラスチックごみの削減を図るため、民間団体等を含む多様な主体の参画・連携による循環的利用の促進に向けた仕組みづくりを推進すること。  
さらに、マイクロプラスチックの発生状況、原因、影響及び処理に関する調査研究を急ぐとともに、早急に対策を講じること。

### 【現状・課題】

- 瀬戸内海では、これまでの各種施策の結果、水質については一定の改善がみられるものの、栄養塩類の循環バランスの崩れによる赤潮の発生やノリの色落ち、人と海との関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題があります。
- 平成27年2月、国において瀬戸内海環境保全基本計画の変更が閣議決定され、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すことが明記されるとともに、平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法でも、これまでの水質保全の

ための規制に加え、海ごみの除去等の推進をはじめ、瀬戸内海を豊かな海とするための里海づくりの活動など、沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出を図るための事業を推進することとされています。

- このため、現行の瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画についても、美しい海、交流と賑わいのある海などを目指すとした「かがわの里海づくり」を中心に据えた計画としており、そのための柱となる取組として、里海づくりをけん引する人材育成や里海への理解を広げるため、平成28年4月に「かがわ里海大学」を設置、運営していますが、地域で様々な環境保全活動に取り組むためには、各省庁が連携した、実効的な施策や財政的支援が必要です。
- 栄養塩類については、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正により、新たに「栄養塩類管理制度」が創設され、令和4年4月から施行されていますが、その循環機構の解明、管理手法や評価の方法など多くの課題があり、国において引き続き調査・研究を行うとともに、制度に基づく栄養塩類管理計画の策定時はもとより、計画を実施する際もモニタリング等の費用が継続して必要であることから、十分な財政的支援が必要です。
- また、化学的酸素要求量の環境基準達成率の低迷、赤潮や貧酸素水塊の発生、水産資源への影響など、栄養塩類の循環に関わる課題に対応するため、国において、「栄養塩類管理制度」と瀬戸内海全体の水質を管理する「水質総量削減制度」が調和する、新たな水質管理の手法を検討する必要があります。
- 水質浄化や生物の成育場として重要な藻場や干潟については、近年、温室効果ガスの吸収源としての役割も期待されていますが、依然として少ない状況であり、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に盛り込まれた藻場・干潟の再生・創出の取組を推進するためには、国において、藻場・干潟等の浅場の整備に対する財政的支援が必要です。
- 海ごみについては、海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物についての処理責任は明確になっていますが、海底堆積ごみと漂流ごみについての処理責任は明確になっておらず、回収・処理をさらに徹底するためには、処理責任を明確にする必要があります。
- また、海ごみについては、一般廃棄物として取り扱われることから、その回収・処理に地元自治体の負担が必要であり、特に台風等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対しては、現在も財政的支援はあるものの、対象要件等が使いにくいものとなっていることから、実情に合った柔軟な支援が必要です。

- さらに、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっているなか、瀬戸内海においても、海ごみの大半はプラスチックごみが占めていることから、これらの海への流出を防ぐだけでなく、発生抑制や循環的利用を今後とも一層推進するとともに、特に生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについては、その実態や原因の究明を早急に行い、対策を講じる必要があります。

【所管府省】 環境省（水・大気環境局、環境再生・資源循環局）、  
水産庁（増殖推進部、漁港漁場整備部）、  
国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）

【県関係課】 環境管理課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課

## 57 瀬戸内海国立公園の整備の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 瀬戸内海国立公園の直轄整備を推進すること。
- ② 公園施設の老朽化対策等のための自然環境整備交付金の予算を十分に確保すること。

### 【現状・課題】

- 多島海の優れた景観が「世界の宝石」とも称され、我が国最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園の香川県地域は、屋島や五色台、小豆島の寒霞溪などの展望地が主要な観光地となり、多くの方々が訪れることから、昭和 30 年代から平成 16 年度にかけて、国の補助事業等を活用して園地などを整備してきました。
- こうした国立公園の園地などの整備は、平成 17 年度以降、国の直接執行が原則とされ、国の補助事業が廃止されたことから、本県の施設整備は進まず、また、直轄事業での整備もほとんどなされなかったため、施設の老朽化が進んでおりましたが、平成 27 年度から、自然環境整備交付金の交付対象が国立公園整備事業にも拡充され、平成 30 年度からは、屋島において国の直轄事業による整備も開始されたところです。
- しかしながら、現在のところ、国の直轄事業による施設整備は、屋島以外では実施予定がなく、また、交付金については、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする本県の整備計画を策定し、交付金を活用した施設の老朽化対策等を実施する予定としておりますが、令和 5 年度の第一次内示分に伴う交付額は、要望額の 4 割程度にとどまっております、このままでは、整備計画の期間内での実施が非常に困難な状況であります。
- 瀬戸内海国立公園は、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度、令和 3 年度と利用者が減少していますが、環境省においては、令和 7 年度までの目標として、新型コロナウイルスによる影響前の国内利用者復活、訪日外国人利用者数 1000 万人の目標を見据えた訪日外国人利用者数の復活を目指しているとされており、瀬戸内海国立公園についても、利用者の利便性の向上や、安全面と瀬戸内海の景観に配慮した環境整備を図るため、自然公園等事業費の予算を十分に確保して、整備を推進することが必要です。

【所管府省】 環境省（自然環境局）

【県関係課】 みどり保全課

## 58 廃棄物処理について

### (1) 拡大生産者責任に基づく廃棄物処理システムの構築

#### 【提案・要望事項】

持続可能な循環型社会を形成するため、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製品の循環利用や適正な処分にかかる責任を負う廃棄物処理システムを早期に構築すること。

#### ① 家電リサイクル制度等の円滑な推進

廃家電製品の不法投棄や不適正処理事件を防止し、家電リサイクル制度の円滑な推進を図るため、リサイクル料金前払い制度の導入や、廃家電の引渡義務違反に対する罰則の強化など、実効性ある措置を講じること。

あわせて、リサイクル料金の積算根拠の情報開示と制度の一層の普及啓発に努めること。

なお、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまでは、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力を継続すること。

また、使用済小型電子機器リサイクル制度の推進のため、市町の費用負担軽減を図ること。

#### ② 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入等

「生産者は、製品の使用後の段階においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負う。」という考え方を徹底するため、資源として再生利用できる製品や有害物質などについて、可能なものから随時、生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度を導入すること。

その際、自治体間で取り扱いが異なることにより、実効性が損なわれることがないように、全国一斉に同一基準で実施すること。

また、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築すること。

#### ③ 容器包装リサイクル制度の見直し

容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、市町の費用負担の軽減など制度の見直しを行うこと。

#### ④ プラスチック資源循環の促進

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施しようとする市町の新たな負担に対する必要な財政措置等の支援を行うこと。

また、使用済みプラスチック等のリサイクルシステムの構築に向けた、国と民間企業による実証事業の取組が地域企業にも広がるよう製造事業者への支援を強化すること。

## 【現状・課題】

### ① 家電リサイクル制度等の円滑な推進

- 家電リサイクル法については、平成 27 年 3 月 30 日に「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」の一部改正が行われましたが、次のような現状を踏まえた検討が必要です。
  - ・ 消費者がリサイクル料金を排出時に費用負担する後払い制度のもとでは、メーカーによる再商品化に要する費用やその内容の説明が不十分なこともあり、料金負担を嫌う消費者等による不法投棄が後を絶たず、地方自治体にとって大きな負担となっています。
  - ・ リサイクル料金を徴収した小売店が不適正なルートに横流しする事件やリサイクル料の便乗徴収、無料家電引取業者による料金徴収に伴うトラブルなどの問題が発生しています。また、家電製品を買い替えない場合は、排出者（消費者）が自分で指定引き取り場所へ搬入するなどの負担があるため、無料家電引取業者等へ引き渡すなど、必ずしも家電リサイクル法が適正に守られているとはいえない状況です。
  - ・ 不法投棄された廃家電の対応は、家電リサイクルプラントへの直接搬入など一定の対策が講じられましたが、依然として地方自治体の大きな負担となっています。不法投棄を未然に防止するためには、リサイクル料金を後払い制度から前払い制度（新製品購入時にリサイクル料金を負担する制度）に改めるとともに、廃家電の引渡義務違反に対する罰則を強化するなど、家電リサイクル制度の円滑な推進を図ることが必要です。
- また、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力は、令和 5 年度まで延長されましたが、市町の負担軽減のため、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまで継続的な支援が必要です。
- さらに、平成 25 年度に導入された使用済小型電子機器等リサイクル制度における実施主体は、市町となっていますが、財政面の理由から継続が困難となることも考えられ、事業者への引き渡し時に逆有償となる事例も生じていることから、この制度が大きな成果を上げるためには、市町に対する財政支援が必要です。

### ② 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入

- 使用済小型電子機器等リサイクル制度をはじめ、一部の製品については事業者による自主回収等の取組が行われていますが、資源の有効利用のため、再生利用できる製品については、一層の回収促進が求められています。

- また、カセット式ガスボンベやリチウムイオンを内蔵する電子機器、農薬や薬品など、危険性・有害性が高く、取り扱いに当たって専門性を要する処理が困難な廃棄物については、市町で受け入れていないケースが多いため、その適正な回収・処理の確保が求められています。
- こうした廃棄物回収システムには、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、散乱ごみ対策に有効であるデポジット制度を組み合わせることが必要です。
- なお、生産者による廃棄物回収システムやデポジット制度は、実施している地域では製品が割高となるため、実施していない地域があると、その地域で購入されることによって回収システム等の効果は得られなくなり、また、換金目的で、実施していない地域から使用済み製品を持ち込まれることも懸念されることから、全国一斉に同一基準で実施することが必要です。
- 使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、将来的に大量廃棄が見込まれるため、生産者による廃棄物回収システムを早急に構築することが必要です。

### ③ 容器包装リサイクル制度の見直し

- 容器包装リサイクル法については「消費者が分別排出」「市町が分別収集」「事業者が再商品化」という役割分担のもと、リサイクルを進めています。その一方で、分別収集や選別及び小規模事業者の再商品化に要する費用が市町の大きな負担となり、品目によっては分別収集されていないものもあるなどの課題も生じており、市町の費用負担の軽減など、拡大生産者責任の原則に基づいた制度の見直しが必要です。

### ④ プラスチック資源循環の促進

- プラスチック資源循環促進法については、ごみ処理の広域化・集約化と併せて対応を検討していくこととしていますが、製品プラスチックはプラスチック製容器包装に比べて、多種多様な原料が使用されていることから、分別方法の住民への広報、収集回数や保管施設の確保、中間処理施設の設置・改修、製品プラスチックの再商品化など、市町の負担がさらに増加することが見込まれ、マテリアルリサイクルの促進には、市町の負担軽減に向けた十分な支援が必要です。
- また、プラスチック資源循環促進法では、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造事業者に対してプラスチック使用製品設計指針による環境配慮設計や、プラスチック



使用製品の自主回収・再資源化の効率的な実施が求められています。こうした製品プラスチックの自主回収等による再資源化に向けた取組を広く進めるため、製造事業者への支援強化を図る必要があります。

- 【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）、  
経済産業省（商務情報政策局、産業技術環境局）
- 【県関係課】 循環型社会推進課

## (2) 廃止焼却施設の解体の促進及び市町の負担軽減

### 【提案・要望事項】

- ① ダイオキシン類対策やごみ処理の広域化に伴い廃止したごみ焼却施設の解体を一層促進するため、施設整備を伴わない解体のみの事業や、跡地を災害廃棄物仮置場等の防災対策用地とする場合も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするほか、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ること。
- ② 交付金の交付対象となっている場合についても、交付額の引き上げや交付要件の緩和などにより、市町の財政的な負担が軽減され、施設の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 平成14年度の国のダイオキシン類対策や、市町合併の推進により、多くのごみ焼却施設が廃止されましたが、廃止された施設をそのまま放置しておくことは、新たな環境汚染を引き起こす可能性があり、早期に解体を行うことが必要です。
- しかしながら、ごみ焼却施設の解体作業を行うには、労働安全衛生規則によりダイオキシン類のばく露を防止するための安全対策を講じる必要があり、市町においては多大な財政的負担を強いられることから、本県では、4施設が、廃止から15年以上経過した現在も、解体に着手できていない状況です。
- 循環型社会形成推進交付金制度では、施設整備と解体が一体で行われる場合に限り、解体工事費が交付対象となっていますが、ごみ処理施設の集約化に向けた検討が進められているなかでは、新たな施設整備を見込むことが困難な状況です。
- 焼却施設の解体を一層促進するためには、施設解体のみの場合や、跡地を災害廃棄物仮置場等の防災対策用地とする場合も交付対象とするとともに、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ることが必要です。
- また、令和3年度に追加された解体跡地以外の土地に代替え施設を整備する場合も含め、交付金の対象となっているものについても、交付額の引き上げや、新たに整備する施設数と関連性・連続性のある施設の数と同数以下とする交付要件の緩和などにより、市町の財政的な負担が軽減されるとともに、施設の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ることが必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 循環型社会推進課

### (3) 一般廃棄物処理施設等の整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金等の予算確保

#### 【提案・要望事項】

- ① 市町・組合が一般廃棄物処理施設を整備する際、循環型社会形成推進交付金等が交付率どおり交付されなければ、所要額を確保できなくなり、安定した廃棄物処理に影響を及ぼすことになるため、必要な予算額を確保すること。
- ② 市町が行う浄化槽設置整備事業についても、要望額どおり交付されるよう必要な予算額を確保すること。

#### 【現状・課題】

- 市町・組合は、厳しい財政状況のなか、一般廃棄物処理施設の整備に当たって、循環型社会形成推進交付金が交付率(1/2又は1/3)どおりに交付されることを前提に整備事業を計画しています。
- 県内では、令和6年度も5団体が一般廃棄物処理施設の整備事業を計画していますが、交付金額が要望額(交付限度額)より減額されることにより、一般廃棄物処理施設の整備に対する所要額との差額の補てんが財政上困難となることで、事業規模の縮小や工程の見直し等を迫られ、ひいては、安定した一般廃棄物処理に影響を与えることにならないよう、十分な予算額を確保することが必要です。
- また、市町では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置整備事業にかかる交付金を活用した設置補助を行っています。
- 単独及び合併処理浄化槽全体の基数のうち、合併処理浄化槽基数の割合は62.2%(令和3年度)にとどまっており、生活排水処理基本計画に沿った整備を推進するためには、市町が補助する浄化槽設置整備事業にかかる交付金について、十分な予算額を確保することが必要です。

【所管府省】 環境省(環境再生・資源循環局)

【県関係課】 循環型社会推進課

#### (4) PCB廃棄物の早期適正処理の推進

##### 【提案・要望事項】

- ① 広域処理等の終了予定である令和5年度末以降に高濃度PCB廃棄物が発見された場合における当該高濃度PCB廃棄物の処理方法を確立すること。
- ② 低濃度PCB廃棄物等の処分費用等についても中小企業者等軽減制度の対象とすること。
- ③ PCB廃棄物の早期かつ適正な処分の必要性について、テレビや新聞等のマスメディアを活用した積極的な広報・啓発を継続的かつ頻繁に行うこと。

##### 【現状・課題】

- 北九州エリアの高濃度PCB廃棄物については、現在、トランス及びコンデンサはJESCO豊田PCB処理事業所において広域処理を、安定器等はJESCO北九州PCB処理事業所において延長処理しているところですが、広域処理等の終了予定である令和5年度末以降に、高濃度PCB廃棄物が新たに発見される可能性がないとは言えないため、国において継続保管以外の処理方法を確立しておくことが必要です。
- また、低濃度PCB使用製品は、処分期間が令和9年3月末までとなっていますが、その処分費用等の負担が大きいにも関わらず、軽減制度の対象となっていないことから、処分が進んでいません。このため、期間内に処分を終えるためには、処分費用等に対する支援が必要です。
- さらに、全国各所でPCB廃棄物の早期処分に向けた説明会の開催、パンフレットの作成・配布などが行われ、安定器等についてはテレビや新聞等を使った広報が実施されたものの、PCBに関する知識や制度が事業者には伝わっていないケースが多くあります。PCB使用製品が残存することを防ぐために、早期かつ適正な処分が進むよう、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 循環型社会推進課